

桑名市人権施策基本計画

令和8年3月改定

桑名市

目次

I 基本的な考え方	1
1 基本理念	1
2 計画の性格	2
3 意識調査結果からみえてきたもの	3
4 社会的な課題	7
5 基本方針	9
II 基本計画	11
1 計画の体系	11
2 施策分野	12
(1) 部落差別(同和問題)	12
(2) こどもの人権	17
(3) 女性の人権	20
(4) 障害者の人権	23
(5) 高齢者の人権	26
(6) 外国人の人権	29
(7) インターネット上の人権侵害	31
(8) 性的マイノリティの人々の人権	34
(9) さまざまな人権	36
III 施策の推進体制	41
1 庁内組織体制	41
2 国、県など関係機関との連携	41
3 進行管理	41
IV 資料編	42
1 関係法令等	42
(1) 世界人権宣言(前文)	42
(2) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	42
(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)	42
(4) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の 推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)	48
(5) 部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)	50
(6) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国 民の理解の増進に関する法律(LGBT 理解増進法)	51
(7) 人権尊重都市宣言	53
(8) 桑名市における部落差別撤廃及びあらゆる差別撤廃に関する条例	53
(9) 桑名市犯罪被害者等支援条例	54
(10) 桑名市カスタマーハラスメント防止条例	57
(11) 桑名市こどもの権利条例	59
2 用語解説	65
本文中に * 印のある用語は、資料編の用語解説に掲載しています。	
障害の表記について、本市においては法令に基づいた漢字表記を使用しています。	

I 基本的な考え方

1 基本理念

あらゆる差別を解消し、さまざまな文化や多様性を認め合い、市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、すべての人々の人権が守られるまちを実現する。

世界人権宣言は、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と規定し、日本国憲法も基本的人権を保障し、人権が尊重される社会の実現をめざしています。

本市では、「人権尊重都市宣言」「桑名市における部落差別撤廃及びあらゆる差別撤廃に関する条例」及び桑名市のまちづくりの方向性の精神に則り、この計画の基本理念を、これまでの計画と同様、「あらゆる差別を解消し、さまざまな文化や多様性を認め合い、市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、すべての人々の人権が守られるまちを実現する」とします。

2 計画の性格

■人権教育及び人権啓発の推進に関する法律を踏まえた計画

この計画は、2000年(平成12年)に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づくものです。この法律は、人権教育及び人権啓発に関する施策の策定及び実施について、国、地方公共団体の責務を明確にしています。法の趣旨を踏まえ、本市における人権教育及び人権啓発の各施策を推進する基本的な指針となるものがこの計画です。

■桑名市のまちづくりの方向性と整合した計画

この計画は、桑名市のまちづくりの方向性と合致した計画として策定しています。

施策の目指す方向

<人権政策>

一人ひとりの人権が尊重される差別のない明るいまちになっています。

- 市民一人ひとりがさまざまな人権問題を自分自身の課題としてとらえ、その解決に向けて努力できるようになっています。
- すべての人の人権が尊重されるため、国や県、人権擁護委員などと連携して人権侵害のないまちづくりが進められています。

<男女共同参画>

男女が自分の個性と能力を活かせる社会に近づいています。

- 個人がその個性と能力を十分に発揮でき、一人ひとりが大切にされ、心豊かに生きられる男女共同参画社会に近づいています。

<人権教育>

一人ひとりが互いを認め合い、行動していきます。

- 子どもたち一人ひとりが自分の大切さやほかの人の大切さを認めることができ、それがさまざまな状況で態度や行動に表れるようになっています。

※旧総合計画から抜粋

3 意識調査結果からみえてきたもの

2024年(令和6年)に本市が実施した人権問題に関する意識調査の結果からみえてきたものは以下のとおりです。

※国との比較の対象とした調査は、令和4年人権擁護に関する世論調査(内閣府)です。

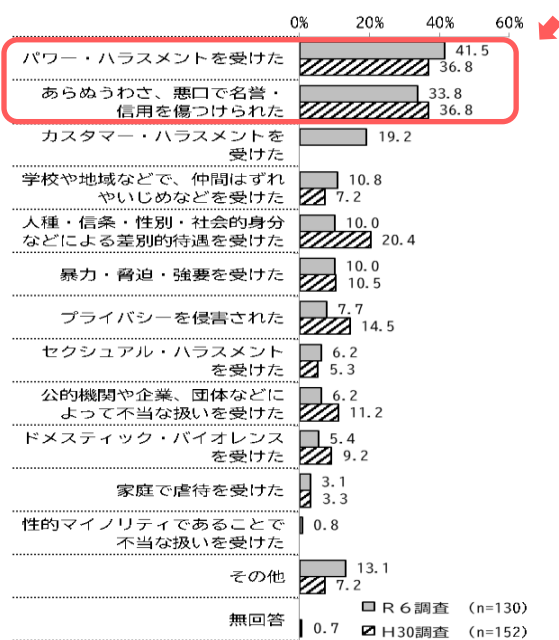
① 人権侵害を受けた経験と対応

この5年間に自分の人権が侵害されたと思ったことがあるかに対して、12.8%が「ある」と回答しました。人権侵害を受けた内容として「パワーハラスメントを受けた」次いで「あらぬうわさ、悪口で名誉・信用を傷つけられた」が多く見られました。

人権侵害を受けた時の対応は、家族や友人など身近な人に相談した人が多く、また、前回調査時と比べると職場の上司や学校の先生などに相談をした人が増加しており、組織内の相談環境が充実してきたことがうかがえます。国の職場におけるハラスメント防止のための指針にもとづき企業が取組を進めたことや、学校での相談しやすい環境づくりの効果が表れたものと考えられます。

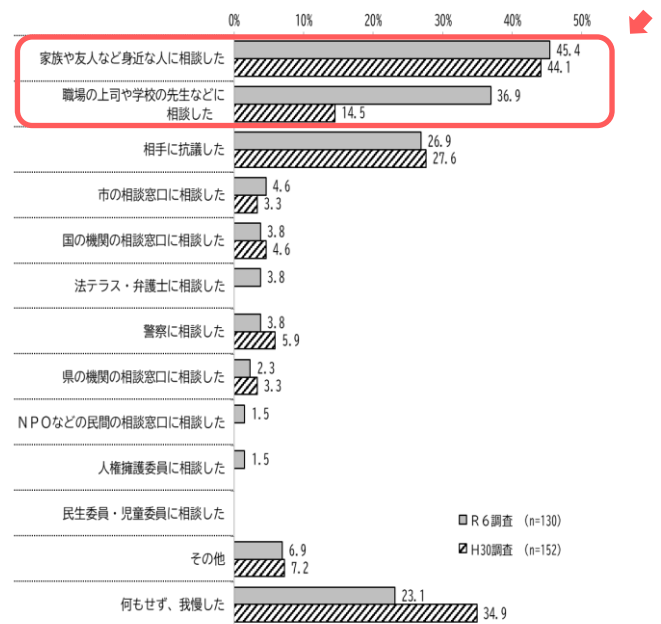
人権侵害を受けた際、まずは、家族・職場・学校などの身近なところや組織内で相談し状況を改善するのが望ましいことではありますが、これらへの相談では解決しない場合や、相談しにくい場合もあることから、公的機関などの相談窓口が存在することを周知・啓発していくことが大切です。

【人権が侵害されたと思ったのは、どのような場合ですか】



注)複数回答可

【人権侵害を受けたとき、あなたはどのような対応をしましたか】



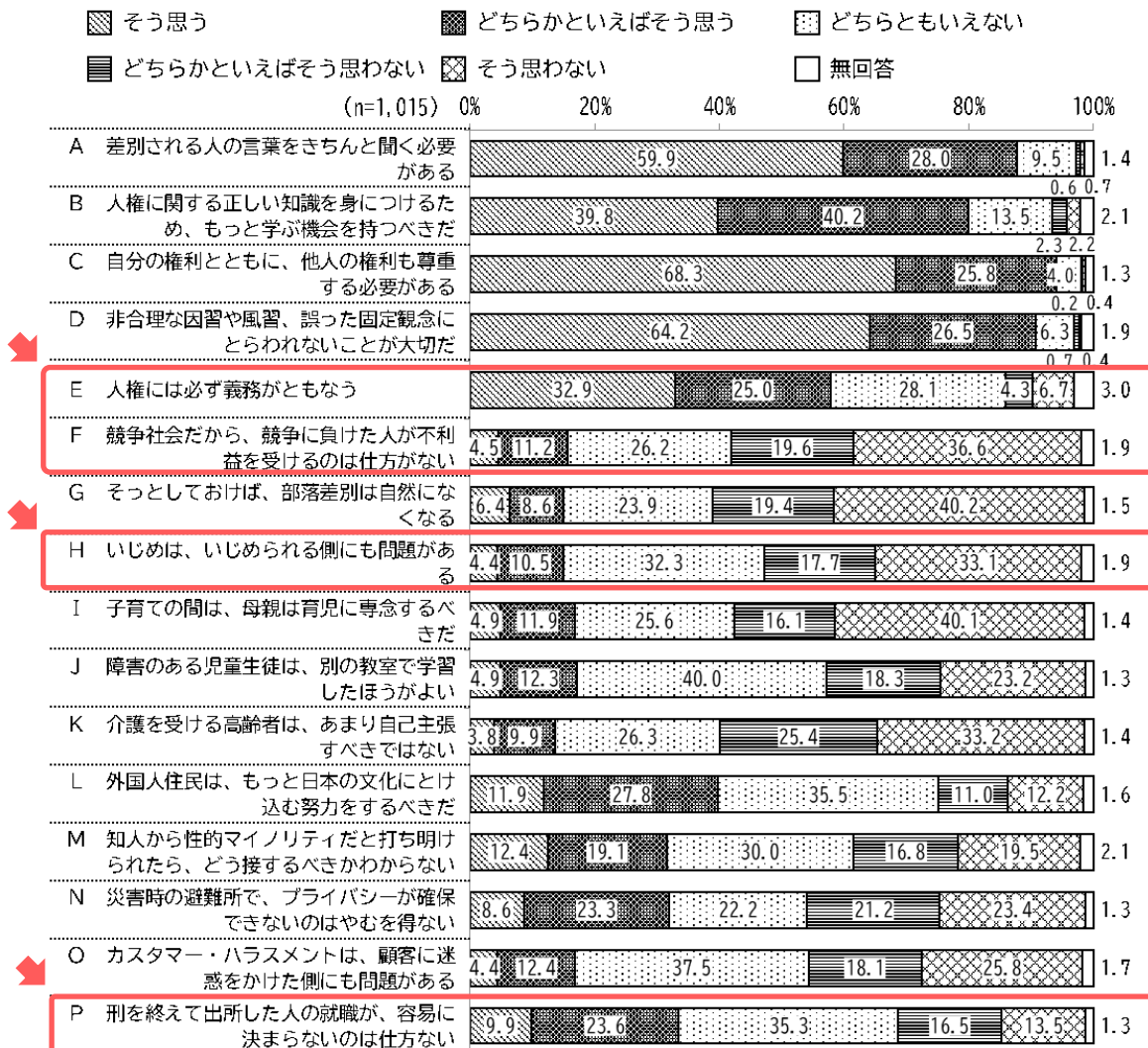
注)複数回答可

②人権や差別をめぐる考え方についての意識

「人権には必ず義務がともなう」という考えを肯定する回答が見受けられますが、人権はすべての人が生まれながらにもっている権利なので、何らかの義務を果たした人にだけ与えられるというものではありません。「人権には必ず義務がともなう」という考えを否定する人のほうが、自己責任論に依拠した意見や社会的弱者・少数者の権利を軽視する意見を否定する割合が高くなっています。従って権利に関する理解度が高いほど人権意識が高いといえます。しかしながら、半数の人が肯定している状況であるため、権利と義務について理解を深める必要があります。

「競争社会だから、競争に負けた人が不利益を受けるのは仕方がない」「いじめは、いじめられる側にも問題がある」「刑を終えて出所した人の就職が、容易に決まらないのは仕方ない」という考えを肯定する意見が一定数存在します。このような社会問題を個人の問題に帰する自己責任論につながるような意見については、その問題点に気づくための啓発が重要です。

【人権や差別をめぐる以下の考え方について、あなたはどのようにお考えですか】



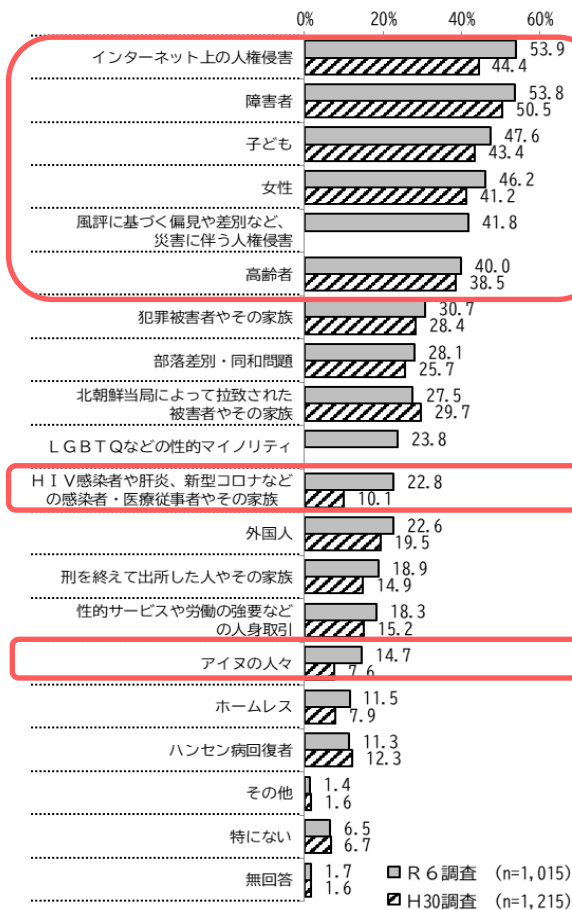
③人権問題の関心

関心がある人権問題を問うと、「インターネット上の人権侵害」「障害者」への関心が高く、次いで「子ども」「女性」「風評に基づく偏見や差別など、災害に伴う人権侵害」「高齢者」などが高くなっています。

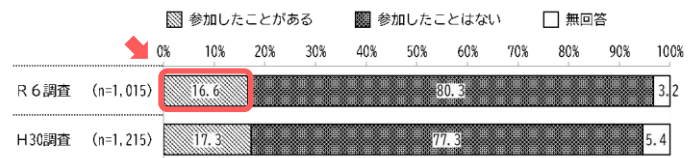
前回調査と比べると、「HIV 感染者や肝炎、新型コロナなどの感染者・医療従事者やその家族」が大きく増加していますが、これは新型コロナウイルス感染に関わる差別事象の多発が影響しているといえます。また、「インターネット上の人権侵害」「アイヌの人々」に対する関心も増加しています。

行政が実施する人権の講演会等に参加したことがある人は 2 割を下回り、その割合は、年齢が若くなるほど低くなっています。若年層に関心の高いテーマを取り入れるなど、実施方法を工夫することが必要です。

【日本における人権問題について、あなたの関心があるものはどれですか】



【これまでに、行政が実施する人権に関する講演会や研修会に参加したことがありますか】



	件数	が参加したこと	は参加したこと	無回答
全体	1,015	168	815	32
性別				
男性	478	77	389	12
女性	525	90	415	20
年齢別				
10歳代	94	10	84	-
20歳代	62	9	53	-
30歳代	90	10	80	-
40歳代	150	22	127	1
50歳代	172	30	140	2
60歳代	195	37	152	6
70歳代	200	34	155	11
80歳以上	96	22	62	12

注)複数回答可

④人権教育・研修について

人権学習や研修を受けたことのある人と受けたことはない人を比較すると、人権学習の経験があるという人のほうが、経験がない人に比べていずれもそれぞれの人権に対する理解が高い傾向にあります。また、人権に関する講演会等への参加経験のある人ほど、人権に関する法令等の周知度が高く、人権に関する考え方に対する意識が高い傾向にあり、教育や研修が重要であることが分かります。

【同和問題学習の経験別、同和地区出身者との結婚を相談された時の対応】

相手が同和地区の人であるということを理由に、家族から結婚を反対されている親戚がいるとします。あなたがその方から相談を受けた場合、どのような態度をとると思いますか。

	件数	うすうす ると 言な う	反 対 す る な る ど 、 家 族 に を な 説 ろ 得	婚 す の 意 思 だ と 言 い て 結	分 の こ と は な い 、 自	迷 う こ と を 貫 い て 結	言 え 直 し た ら も ど う か と 考	取 り や め ら れ る よ う に 考	う あ き ら め る よ う に 言	わ か ら な い ば よ い の か	無 回 答
小・中・高校で受けた	371	20.8	41.8	7.3	0.5	29.1	0.5				
職場の研修で受けた	114	27.2	40.4	7.9	-	23.7	0.9				
受けたことはない	310	11.6	34.5	12.6	2.3	36.1	2.9				

【人権学習の経験別、人権に関する意見や考え方】

		件数	『 そう 思う 』	え ど ち ら と も い	い 『 そう 思わ な い 』	無 回 答	
L 外国人住民は、もっと日本の文化にとけ込む努力をするべきだ	外国人 の人権	小・中・高校で受けた	89	33.7	23.6	42.7	-
		職場の研修で受けた	70	35.7	31.4	32.9	-
		受けたことはない	533	43.5	34.9	20.5	1.1
M 知人から性的マイノリティだと打ち明けられたら、どう接するべきかわからない	性的マ イノリ ティ の人権	小・中・高校で受けた	64	29.7	17.2	53.1	-
		職場の研修で受けた	84	19.0	28.6	52.4	-
		受けたことはない	592	32.6	30.7	35.3	1.4

4 社会的な課題

今日の社会的な課題について、基本的な視点として「人権3法(障害者差別解消法、ハイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法)に対応した課題」、「社会環境の変化を踏まえた課題」の観点から、具体的なテーマをいくつか整理します。

①人権3法に対応した課題

2016年(平成28年)には、障害者(障害者差別解消法 2024年(令和6年)改正)、外国人(ハイトスピーチ解消法)、部落差別(同和問題)(部落差別解消推進法)に関連する3つの法律が整備されました。また、三重県においては、2022年(令和4年)に「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が施行され、不当な差別を定義するとともに、不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制が整備されています。しかし、2024年(令和6年)に本市が実施した人権問題に関する意識調査結果にもみられるとおり、これらの法律等の周知については課題が残ります。市民のリーガルリテラシー(法律に対する知識と、それを活用する能力)を高める教育・啓発の充実が必要となります。

さらに、障害の有無にかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いに尊重し、支え合って暮らすこと、近年増加している外国人住民に対する生活支援をはじめ、そのこども世代の教育や在留資格に関して生じる人権問題に対応していくこと、部落差別(同和問題)の解決に関すること等は、今後も重要なテーマとして位置付けていく必要があります。

②社会環境の変化を踏まえた課題

【在留外国人の増加】

2016年(平成28年)に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ハイトスピーチ解消法)が施行され、外国人に対する差別的言動(ハイトスピーチ)の解消に向けた取組が進められています。

2025年(令和7年)現在、桑名市には6,700人以上の外国人が居住し、総人口に占める割合は約4.9%であり、今後も増加が予想されます。言語、宗教、文化、習慣等の相互理解が不十分であることに起因した人権問題が生じることを防ぐよう、啓発に取り組んでいく必要があります。

【多様な性のあり方への理解】

2023年(令和5年)に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT理解増進法)が施行されました。三重県においては、2021年(令和3年)に「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重

県づくり条例」が施行され、性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合うことができる社会づくりを推進しています。

性的マイノリティ*の人権が侵害されることのない社会の実現のため、性の多様性について理解を深められるよう啓発が必要です。

【災害】

災害と人権問題は切り離せない関係があります。大規模災害が発生した際は、命が危険にさらされたり、経験したことのない不安やストレスを感じたりするなど、多くの困難に苦しむこととなります。こうした事態そのものが人権を損なっている状況といえます。

特に、高齢者、障害者、女性、心理的な影響を受けやすいこども、言葉の壁がある外国人など、特別な配慮や援助を必要とする、いわゆる災害弱者と言われる要支援者の方には、その困難さがひととき大きくなります。

災害時に被災者、特に要支援者の人権をいかに確保していくか、平時から考えておくことが重要となります。

【さまざまなハラスメント】

1989年(平成元年)にセクシュアルハラスメント*の被害を告発する声上がり、新たな人権侵害事象として社会的関心が高まりました。それ以降、パワーハラスメント*、マタニティハラスメント*、モラルハラスメントなど、さまざまなハラスメントが人権侵害事象であると指摘されるようになりました。

近年では、顧客からの不当・悪質な要求やクレーム、いわゆるカスタマーハラスメントが社会的問題となっています。これに対応する者の多くは疲弊し精神的ストレスを受け、場合によっては休職・退職を余儀なくされます。

現在、国や県においてカスタマーハラスメント防止対策の取組が検討されていますが、本市は、2025年(令和7年)に「桑名市カスタマーハラスメント防止条例」を施行しました。カスタマーハラスメントは従業員に対する人権侵害であるにとらえ、誰もが安心して働くことができ、事業活動を行うことができる環境を確保できるよう、その解決に社会全体で取り組んでいく必要があります。

5 基本方針

人権施策の基本方針は、人権問題を解決し、基本理念に掲げたことを実現するために実施する人権施策の全般的な方向性・めざすべき姿を表現したものです。

以下に掲げる5つを、この計画全体に通じる基本方針として位置づけます。

①すべての市民が、人権を正しく理解する

基本理念に記載した「あらゆる差別を解消し、さまざまな文化や多様性を認め合い、すべての人々の人権が守られる社会を実現する」ためには、すべての市民が人権について正しく理解することが必要です。現実にはどのような人権問題が生じているのか、また、人権を侵害された結果がどのような現象につながっていくのか等を正しく理解する必要があります。

そのための施策として人権教育と人権啓発を位置づけて実施していきます。

②人権問題は“自分自身の問題である”という意識を高める

人権問題を自分自身の問題として感じていないと、“他人事”となってしまいます。自分自身の人権が侵害される問題にいつ直面するかわかりませんし、反対に自分がだれかの人権を侵害してしまう可能性さえあります。自分に直接関係がないと感じられる人権課題や、身近に見聞きしないような人権問題についても、すべての市民の認識と理解が必要であるとの視点から啓発していきます。さまざまな人権問題を理解することを通じて、市民一人ひとりが人権問題を“自分自身の問題である”と捉えることが大切です。

③場面と人権課題に応じた、効果的な教育・啓発を実施する

人権問題は非常に多様化してきて、私たちの日常生活の様々な場面で問題が生じています。たとえば、家庭、地域社会、保育所(園)、幼稚園、小・中学校、企業や職場、災害などの非常時など、場面ごとに生じる人権問題の形や内容は異なりますから、場面に応じた適切な人権教育・人権啓発を実施していく必要があります。

人権問題は、人権が侵害される側の立場等によってさまざまな形態に分かれます。部落差別(同和問題)、こども、女性、障害者、高齢者、外国人、インターネット上の人権侵害、性的マイノリティの人々など、人権が侵害される側の立場等に応じたさまざまな人権課題があり、またそれらが複合してあらわれることもあるということを理解して、人権教育・啓発を実施していく必要があります。

以上の人権教育・啓発を推進していくため、教職員・行政職員等の研修が充実するよう努めていきます。

④必要な相談・支援が受けられる体制を確立する

人権を侵害される等の問題に直面している人は、その解決のためにさまざまな情報や支援を必要としています。人権問題は、さまざまな形で発生し、しかも時代とともに変化していきます。特定の課題だけを想定した相談体制を確保するだけでなく、さまざまな問題の相談に応じ、適切な助言や情報提供ができる体制や環境を整備していく必要があります。

⑤行政と市民の協働の下、人権が尊重されるまちづくりを推進する

桑名市のまちづくりの方向性では、行政と市民の協働の下で、さまざまな問題の解決に向けた取組を進めていくことを基本的な考え方としています。特に人権問題は、市民生活のあらゆる場面で生じる危険性がある問題であり、その解決に向けた行動もあらゆる場面で展開していくことが必要となります。多様な活動を展開しているNPOや団体等と連携を図り、人権が尊重されるまちづくりを推進していく必要があります。

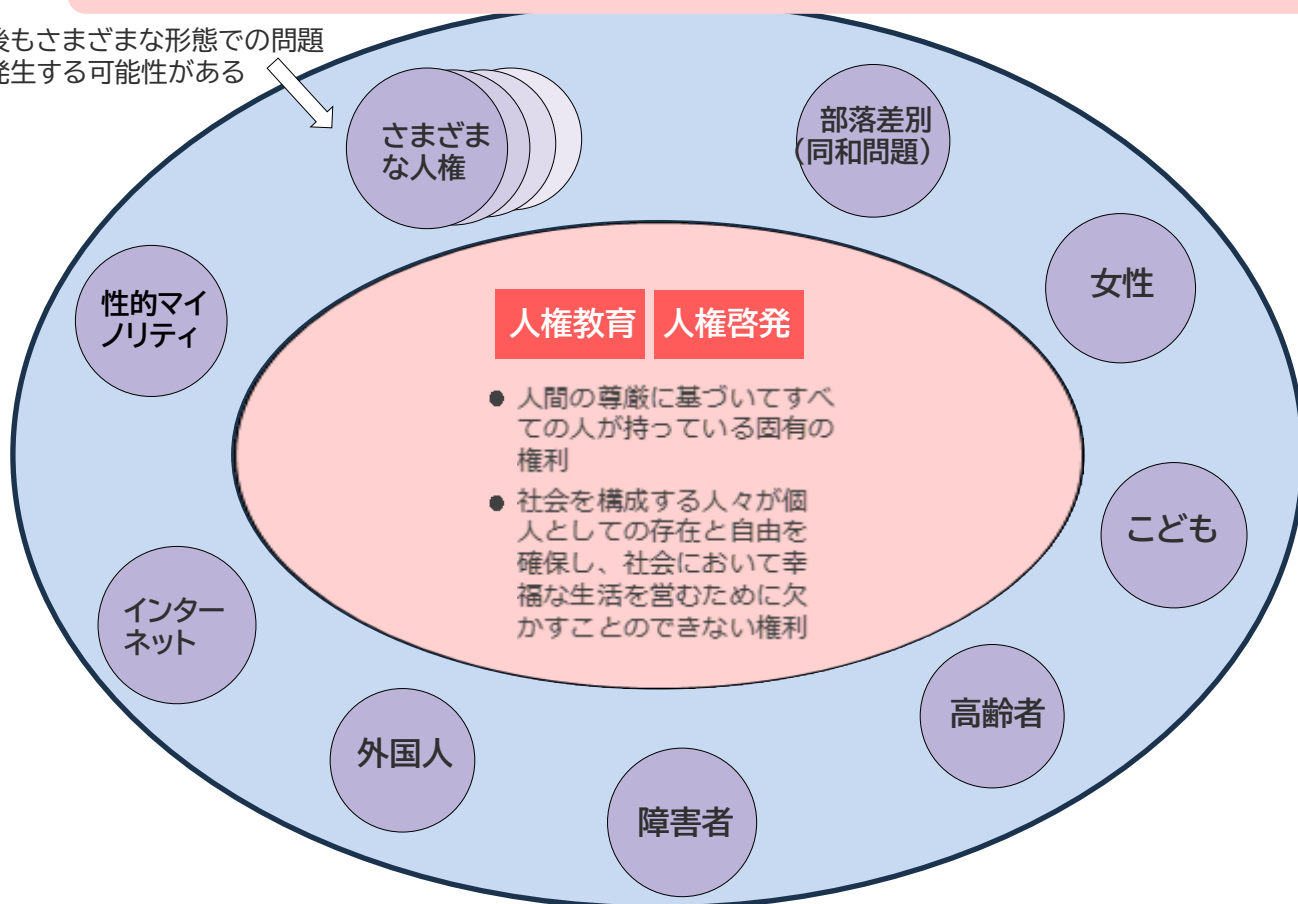
II 基本計画

1 計画の体系

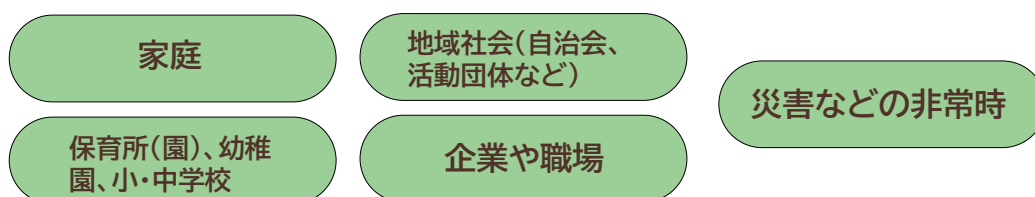
基本理念 あらゆる差別を解消し、さまざまな文化や多様性を認め合い、市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、すべての人々の人権が守られるまちを実現する

- 基本方針**
- ①すべての市民が、人権を正しく理解する
 - ②人権問題は“自分自身の問題である”という意識を高める
 - ③「場面」と「人権課題」に応じた、効果的な教育・啓発を実施する
 - ④必要な相談・支援が受けられる体制を確立する
 - ⑤行政と市民の協働の下、人権が尊重されるまちづくりを推進する

今後もさまざまな形態での問題が発生する可能性がある



〈人権教育・啓発が活かされる場面〉



2 施策分野

(1) 部落差別(同和問題)

現状と課題

1965年(昭和40年)の同和対策審議会答申*において、部落差別の解消は国民的な課題であり、国の責務であることが示されました。1969年(昭和44年)には同和対策事業特別措置法が施行され、本市においても、同和行政を市政の重要課題の一つとして位置づけ、住環境整備や人権教育・啓発等の各種事業を積極的に推進してきました。その結果、生活環境の改善等の物的な基盤整備については一定の成果が見られました。また、2016年(平成28年)には、部落差別の解消に向けた施策を推進するために「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されています。

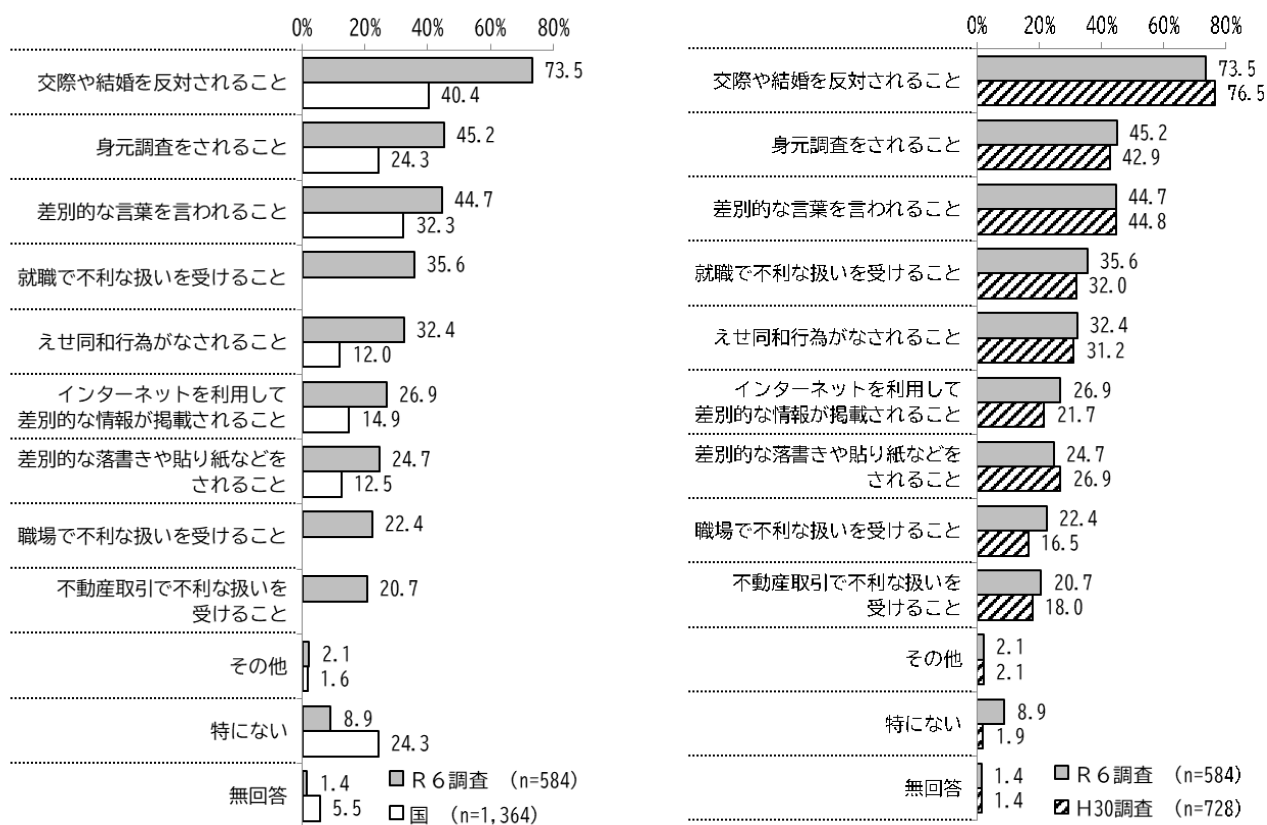
しかしながら、部落差別(同和問題)については、2024年(令和6年)に「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき行政指導が行われるなど、現在も差別や偏見が解消されていないという状況にあります。2024年(令和6年)に本市が実施した人権問題に関する意識調査では、同和問題に関する人権問題として「交際や結婚を反対されること」「身元調査をされること」「差別的な言葉を言われること」「就職で不利な扱いを受けること」等が上位にあげられています。

また、同和地区*や同和地区の人々に対する差別意識が「まだ残っている」と考えている人は約60%を占め、結婚希望相手が同和地区出身者であるとわかった場合に「結婚を考え直すだろう」と回答した人は、前回調査時の24.1%から約2ポイント減少したものの、現在も存在し、結婚の相談を受けた場合にも、約10%が「あきらめるように言う」「取りやめも含めて考え直したらどうかと言う」と回答しています。

そして、同和問題に関する偏見を助長するような話題について聞いたことがある人の割合は大きく減少しました。しかし、多くの人が聞いた発言をそのまま信じてしまう傾向にあり、同和問題を正しく理解するための教育や啓発を行っていく必要があります。

【同和問題に関する人権問題】

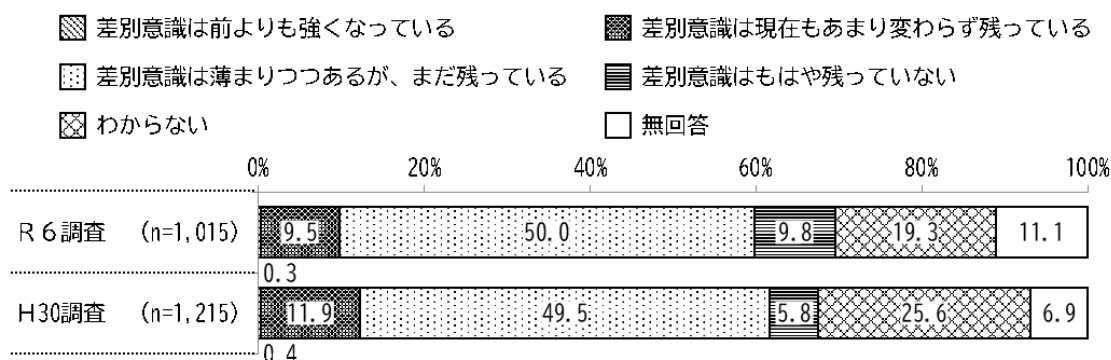
あなたは、部落差別・同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか



注) 複数回答可

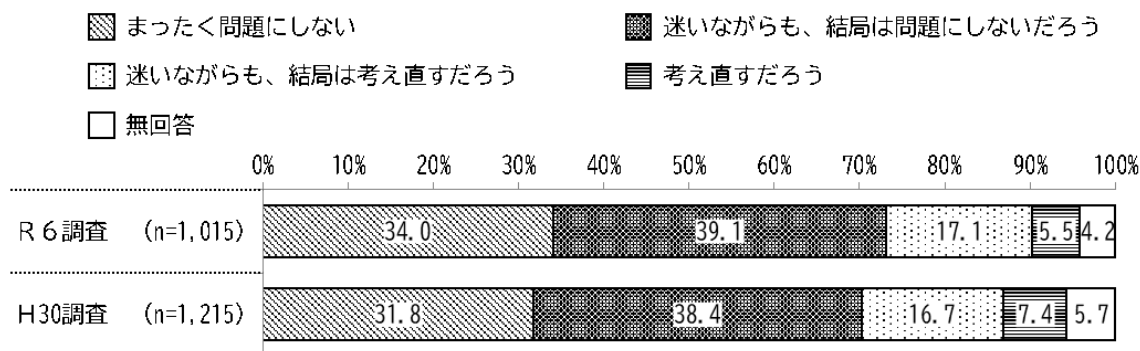
【同和地区や同和地区の人々に対する差別意識】

あなたは、同和地区や同和地区の人々に対する差別意識が、現状はどのようになっていると思いますか



【結婚希望相手が同和地区出身者だと分かった場合の対応】

あなたは、恋愛をし結婚したいと思っている相手が同和地区の人だとわかった場合、あなたはどんな態度をとると思いますか。



部落差別(同和問題)に関する差別意識の解消に向けて、本市では人権フェスタや人権を確かめあう日等の事業を通じて啓発を行い、各地区の人権啓発推進会とともに地区研修会を開催するなど、積極的な啓発活動を行ってきました。

学校等の教育現場においても、くわなっ子教育ビジョンに基づき、桑名市同和教育副読本あゆみを活用して児童生徒への人権教育を推進するとともに、教育関係者への研修等も進めてきました。このほか、人権問題に関する相談体制の充実や、企業啓発にも力を入れてきました。

今後も、同和对策審議会答申の精神を尊重し、部落差別(同和問題)の解決に向けて国・県などの関係機関との連携を図り、人権意識の普及・啓発に関する各施策を着実に推進していく必要があります。また、人権イベント等について、若年層の参加者が低調であるため、若い世代へのより効果的な啓発手法について考えていくことが必要です。

めざすべき姿

部落差別(同和問題)について正しく理解され、部落差別撤廃に向けた取組が着実に行われています。また、市民自らが人権尊重のまちづくりを進めています。

施策の方向

施策の方向	主な担当課
<p>①部落差別(同和問題)についての理解と認識を深める啓発の充実</p> <p>すべての市民が部落差別(同和問題)を理解し、問題の解決に向けた適切な判断や行動ができるようになるための啓発や情報提供を行います。</p>	<p>人権政策課 人権センター 人権教育課</p>
<p>②地域における啓発活動の充実</p> <p>部落差別(同和問題)の解決に向けて、人権に対する知識と理解を高められるよう、人権啓発推進会やNPO・団体等を中心に啓発活動を行います。</p>	<p>人権政策課 人権センター 人権教育課</p>
<p>③人権意識を高める学習機会の充実</p> <p>部落差別(同和問題)について学び、正しく理解することができるよう、学習機会を充実します。</p>	<p>人権政策課 人権センター 人権教育課</p>
<p>④保育所(園)、幼稚園、小・中学校における人権教育の充実</p> <p>こどもたちが、部落差別(同和問題)についての正しい知識を持ち、適切な意識を持つことができる人権教育を、学校等において実施します。</p>	<p>人権教育課 幼保支援課</p>
<p>⑤部落差別(同和問題)に関する相談体制の充実及び周知</p> <p>部落差別(同和問題)に関するさまざまな差別や偏見、人権侵害等に関する相談体制を充実し、その周知を図ります。</p>	<p>人権政策課 人権センター 人権教育課</p>
<p>⑥企業等への啓発</p> <p>採用や雇用における人権侵害を防ぐとともに、職場内での人権意識を高めることができるよう、企業等に対して部落差別(同和問題)についての正しい理解と認識を深める啓発を行います。</p>	<p>人権政策課 人権センター 商工課</p>

施策の方向	主な担当課
⑦えせ同和行為についての取組 えせ同和行為*の現状や対処方法について情報提供を行い、えせ同和行為を許さない意識を高めます。	人権政策課 人権センター 人権教育課
⑧部落差別解消推進法の周知・啓発の取組 部落差別解消推進法の啓発に取り組み、周知度向上を図ります。	人権政策課 人権センター 人権教育課 福祉総務課

(2) こどもの人権

現状と課題

現在、こどもを取り巻く環境は、社会の変化、少子化の進行、核家族化、共働き家庭の増加等、急激に変化しています。こどもに対する虐待や犯罪は今なお後を絶たず、学校においても、いじめや不登校等の問題が起きるなど、さまざまな課題があります。2023年(令和5年)には、すべてのこどもが将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現することを目的として「こども基本法」が施行され、社会全体でこどもや若者に関する取組を進めていくことが求められています。

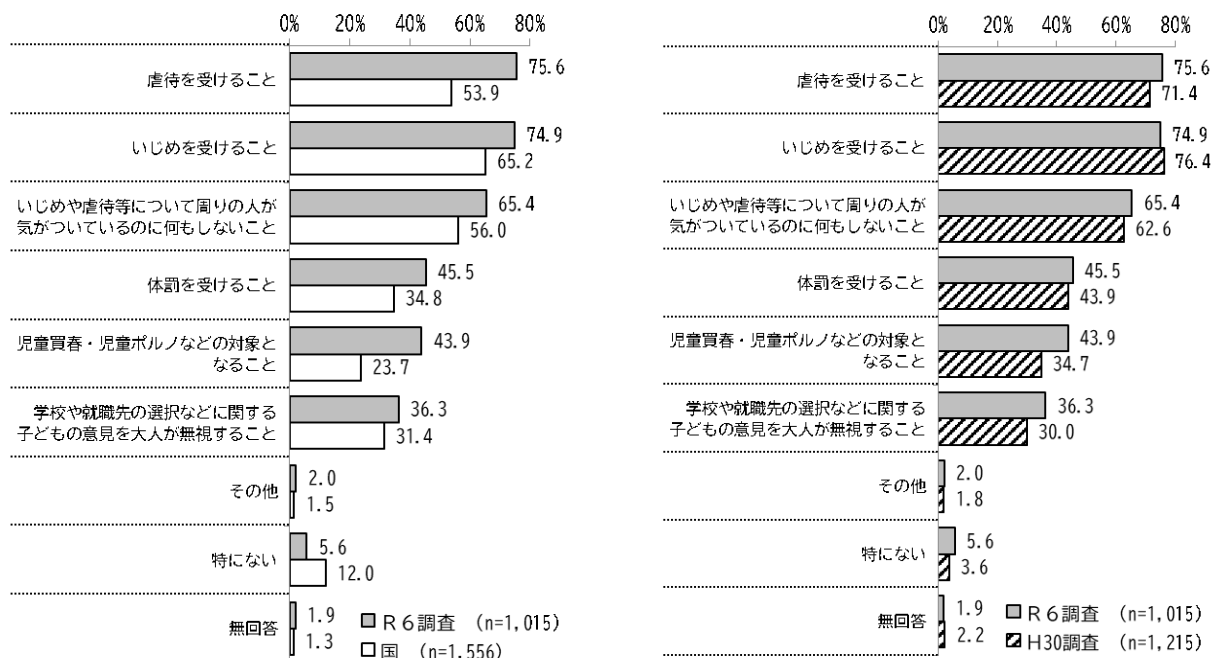
本市では、こどもたちの健全な発達及び安全性の確保が課題とされていることから、2013年(平成25年)に「子どもの笑顔を守るまち くわな ～子どもを虐待から守る都市宣言～」、2014年(平成26年)には「桑名市いじめ防止基本方針」を策定(2024年(令和6年)最終改定)するなど、こどもに対する虐待の排除や、いじめの防止・解消等の問題の発生予防に向けた推進体制の強化・充実を図ってきました。しかしながら、こうした取組にもかかわらず、こどもの人権を侵害するさまざまな事件等が発生し、2025年(令和7年)に本市は、すべてのこどもが一人の人間として尊重され、健やかに育つ社会を実現し、こどもの権利を保障することを目的として「桑名市こどもの権利条例」を施行しました。

2024年(令和6年)に本市が実施した人権問題に関する意識調査では、子どもに関して起きていると思う人権問題として「虐待を受けること」「いじめを受けること」「いじめや虐待等について周りの人が気がついていないのに何もしないこと」「体罰を受けること」が上位にあげられています。

すべてのこどもたちは、一人ひとりかけがえのない存在で、誰もが生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。社会全体でこどもたちとともに歩み、互いに学びあいながら成長し、こどもの権利が保障されるまちづくりを進めていく必要があります。

【子どもに関して起きていると思う人権問題】

あなたは、子どもに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか



注)複数回答可

めざすべき姿

全てのこどもが一人の人間として尊重され、共に歩み互いに学び合いながら、安心して健やかに成長し自分らしい人生を築くための環境が整っています。

施策の方向

施策の方向	主な担当課
① こどもの人権についての正しい理解の啓発 子どもの権利条約やこどもの権利条例の趣旨を踏まえて、こどもの人権を正しく理解し、大人もこども自身もこどもの人権を尊重することができるよう啓発します。	人権政策課 人権センター 人権教育課 幼保支援課 子ども未来課
②世代間交流の充実 地域のこどもから高齢者までが、多様な機会を通じて交流できる場を拡充し、お互いを理解するとともにお互いを大切に思う心を育む教育や啓発を行います。	人権教育課 幼保支援課 介護高齢課 生涯学習課

施策の方向	主な担当課
<p>③こどもの安全を守るネットワークの強化 地域社会と連携して、こどもの安全を守るネットワークを強化します。</p>	<p>幼保支援課 教育指導課 生涯学習課 防災・危機管理課 (危機管理室)</p>
<p>④こどもたちが安全に生活し、成長できる環境の整備 こどもたちが安全で快適に生活し、成長できる環境を整備します。こどもが、地域や学校でさまざまな経験や学習をし、健全に成長できる教育環境を整備します。</p>	<p>幼保支援課 土木課 教育総務課</p>
<p>⑤保育所(園)、幼稚園、小・中学校における人権教育の充実 こどもを取り巻く環境が大きく変化し、解決すべき問題が多様化している現状を的確に踏まえるとともに、こどもの発達段階に配慮した人権感覚あふれる学校づくりを推進します。</p>	<p>人権教育課 幼保支援課</p>
<p>⑥相談体制の充実及び周知 子育てに関する相談、学校等における相談体制を充実し、こどもの健全な成長を支援するとともに、こどもの権利擁護委員会により、こどもの権利侵害を救済します。</p>	<p>人権政策課 人権センター 子ども総合センター 人権教育課 教育指導課</p>
<p>⑦虐待防止についての啓発 児童虐待の防止等に関する法律の趣旨やこどもの人権の視点から、こどもの虐待防止についての啓発を行います。また、関係機関と連携して虐待の確認や対応を行う体制を強化します。</p>	<p>人権政策課 人権センター 子ども総合センター</p>
<p>⑧学校等におけるいじめ予防策の充実 こどもの人権の視点から、いじめ防止についての啓発を行うとともに、学校におけるいじめの発生を予防し、すべてのこどもが安心できる学校づくりをめざします。</p>	<p>人権政策課 人権センター 人権教育課 教育指導課</p>

(3) 女性の人権

現状と課題

男女が社会における対等な存在として互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな取組が展開されています。本市においては、2019年(平成31年)に策定した「桑名市男女共同参画基本計画」に基づき、さまざまな施策を進めています。特に、本市では、2015年(平成27年)に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」を踏まえて、女性が職業生活で活躍するための支援等を重視しています。

しかしながら、男女共同参画社会の実現の妨げになる「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識の解消には至っていません。こうした現状は全国的な課題であり、男女の実質的な機会の平等を確保することが必要です。このようなことから、国の男女共同参画基本計画においても、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を重視しており、さまざまな分野において指導的地位につく女性の割合の向上を目指しています。そのような中、本市における各種審議会等への女性登用率は、令和6年度実績で35.8%であり、さらなる向上が必要です。

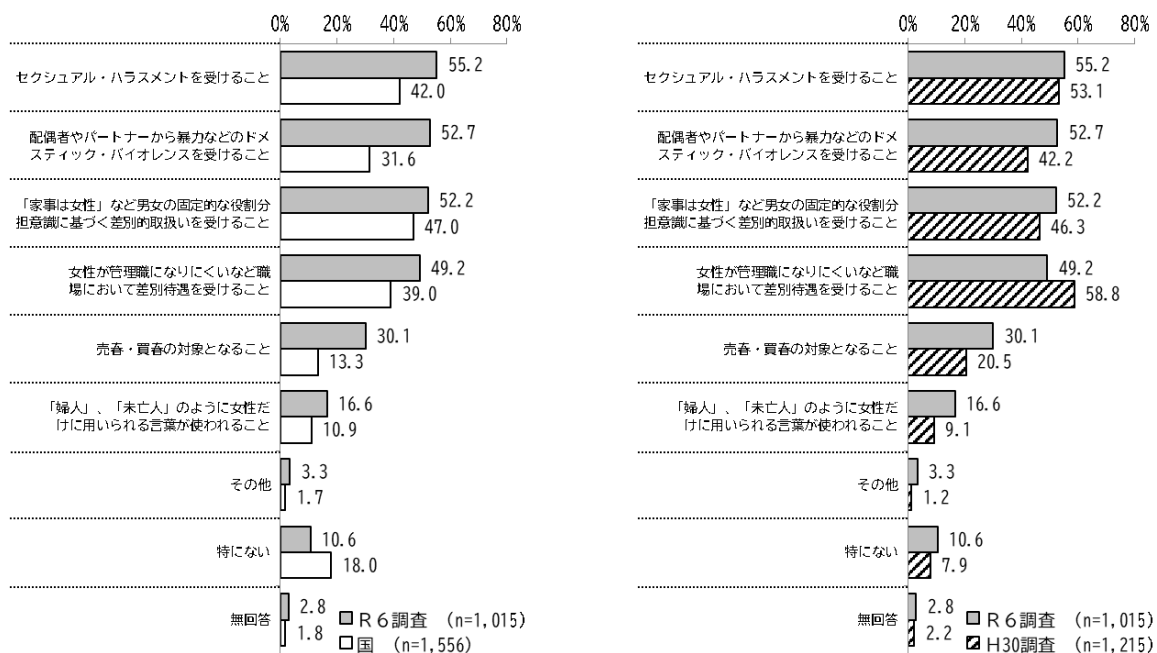
また、2024年(令和6年)に本市が実施した人権問題に関する意識調査では、女性に関して起きていると思う人権問題として「セクシュアルハラスメントを受けること」「配偶者やパートナーから暴力などのドメスティックバイオレンスを受けること」「『家事は女性』など男女の固定的な役割分担意識に基づく差別的取扱いを受けること」「女性が管理職になりにくいなど職場において差別待遇を受けること」が上位にあげられています。

本市はこれまで、夫婦や恋人など親密な関係にあるパートナーから身体的・心理的暴力等を受けるドメスティックバイオレンス*やセクシュアルハラスメント等の解決を図るためこども家庭センターにおける相談事業や、男性弁護士には相談しづらい方に配慮した女性弁護士による女性法律相談を開設するなど、関係機関との連携を強化、情報提供、啓発および相談体制の充実に努めてきました。また、女性特有の悩みに対する社会の理解を促進するため女性のウェルビーイング推進事業に取り組んでいます。

今後も、男女が互いに尊重し合い、心身ともに健康に暮らせる環境づくりをめざす必要があります。

【女性に関して起きていると思う人権問題】

あなたは、女性に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか



注) 複数回答可

めざすべき姿

市民が男女共同参画の意味や考え方を知り、男女共同参画社会の実現にむけて、皆がお互いを認め合い、協力してまちづくりをすすめています。

施策の方向

施策の方向	主な担当課
①男女共同参画意識の啓発 男女が互いの人権を尊重するとともに、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共同参画できるよう、男女共同参画の考え方の普及と啓発を行います。	地域コミュニティ課 人権政策課 人権センター
②リーダーの育成 男女共同参画の視点に立って参画できる人材の育成に取り組み、豊富な人材確保に努めます。	地域コミュニティ課 人事課
③男女の固定的な役割分担意識を解消する教育の充実 さまざまな立場の市民が、男女共同参画に関する学習ができるよう、多様な学習機会の充実を図ります。	地域コミュニティ課 人権政策課 人権センター

施策の方向	主な担当課
<p>④保育所(園)、幼稚園、小・中学校における人権教育の充実 学校等で、こどもたち一人ひとりの個性を大切にした男女共同参画教育を実施します。</p>	<p>人権教育課 幼保支援課</p>
<p>⑤相談体制の充実及び周知 セクシュアルハラスメント、ドメスティックバイオレンスなど、さまざまな悩みに対応できる相談体制の充実と周知を図り、相談しやすい環境づくりに努めるとともに、関連機関との連携強化による被害者救済体制の充実に努めます。</p>	<p>戸籍・住民登録課 地域コミュニティ課 人権政策課 人権センター 子ども総合センター 人事課</p>
<p>⑥企業等への啓発 企業等へ、男女雇用機会均等法、労働基準法等の労働関係法令の趣旨の周知を図り、適切な運用への働きかけを行い、募集、採用、賃金、昇進等における男女平等の実現をめざします。同時に、職場で生じやすいセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなどに関する啓発を充実します。</p>	<p>地域コミュニティ課 商工課</p>
<p>⑦女性の政策・方針決定の場への参画の促進 女性の意見があらゆる政策・方針決定過程に反映されるよう、女性の積極的な参画を促し、登用を推進します。</p>	<p>地域コミュニティ課 人事課 総務課</p>
<p>⑧仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進 就業者・事業者に、仕事と生活の調和(ワークライフバランス)*に関する情報提供や意識啓発を行うとともに、ワークシェアリングや労働時間の短縮、フレックスタイム制度等、多様な就労形態を周知します。</p>	<p>地域コミュニティ課 幼保支援課 人事課 商工課</p>

(4) 障害者の人権

現状と課題

1981年(昭和56年)の「国際障害者年」を契機として、障害のある人の完全参加と平等の実現に向けた取組が世界各国において推進されています。我が国においても、「心身障害者対策基本法」(1970年(昭和45年)制定)が1993年(平成5年)に「障害者基本法」として改正され、2004年(平成16年)には障害を理由とする差別や権利利益を侵害する行為の禁止規定が追加されました。また、2005年(平成17年)には障害のある人の自立及び社会参加の支援を目的とする「障害者自立支援法」が制定され、2013年(平成25年)には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」として改正・施行されています。さらに、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、2016年(平成28年)に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供を義務化した改正法が、2024年(令和6年)に施行されました。そして、2025年(令和7年)には、手話の習得、使用や手話文化の保存・継承・発展、国民の理解と関心の増進に取り組むため「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行されました。

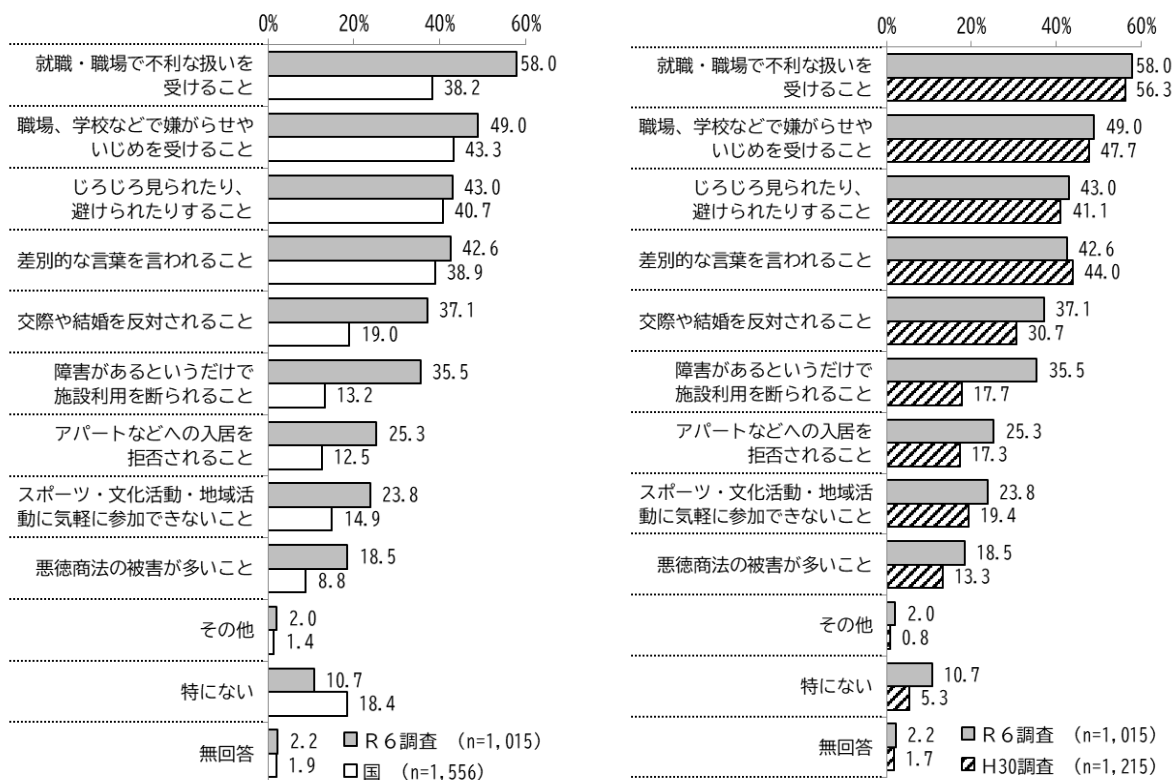
本市では、2011年(平成23年)に、個人のさまざまな状況にかかわらず、可能な限り多くの人々が利用できるよう、「ユニバーサルデザインガイドライン」を策定しています。また、2021年(令和3年)に「第4期桑名市障害者計画」、2024年(令和6年)に「第7期桑名市障害者福祉計画・第3期桑名市障害児福祉計画」を策定し、障害に関する教育の推進や相談体制の充実等の各施策を推進しています。

しかしながら、障害のある人に対する誤った認識や偏見からくる差別が依然として残っています。2024年(令和6年)に本市が実施した人権問題に関する意識調査では、障害のある人に関して起きていると思う人権問題として、「就職・職場で不利な扱いを受けること」「職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること」「じろじろ見られたり、避けられたりすること」「差別的な言葉を言われること」等が上位にあげられています。

障害の有無にかかわらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し合い、障害のある人が自己選択と自己決定のもとにあらゆる社会活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害のある人への正しい理解と認識を深める必要があります。障害のある人が安心して生活できるまちづくりを推進するために、障害のある人の日常生活への支援体制と福祉サービスを充実していく必要があります。

【障害者に関して起きていると思う人権問題】

あなたは、障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか



注) 複数回答可

めざすべき姿

障害のある人もない人もすべて同じ社会の構成員として、お互いの人権を尊重し合い、自分らしい豊かな暮らしをつくるために、地域のなかで社会参画しながら、生き生きとした生活を送っています。

施策の方向

施策の方向	主な担当課
①障害のある人の人権についての正しい理解の啓発 障害のある人が住み慣れた地域で生活していけるよう、すべての市民が障害のある人の人権についての正しい理解と認識を持つための啓発を行います。	障害福祉課 人権政策課 人権センター
②障害のある人とのふれあいや交流の促進 障害のある人とのふれあいや交流を通じて相互理解を深められるよう、ふれあいの場を拡充します。	障害福祉課
③NPOや団体等との連携 NPO・団体等と連携し、さまざまな場面で障害のある人の人権尊重への理解を深める啓発を行います。	障害福祉課

施策の方向	主な担当課
<p>④障害のある人の教育・学習の充実 障害の状態や発達段階に応じて、適切な教育や学習ができる体制を確保します。</p>	人権教育課
<p>⑤障害のある人の社会参加 ユニバーサルデザイン*の考え方に基づき、障害のある人が社会参加し、自らの権利を行使することができるような環境づくりを進めます。</p>	障害福祉課 都市計画課
<p>⑥福祉サービスの充実 障害のある人が住み慣れた地域で生活するために必要な各種サービスを受けられる体制を確保します。</p>	障害福祉課 環境対策課
<p>⑦障害のある人の権利擁護 障害のある人の権利を守る制度や各種サービスの情報を提供し、必要に応じて利用を支援します。</p>	障害福祉課
<p>⑧障害のある人の虐待の防止 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の趣旨を周知するとともに、関係機関と連携して虐待の確認や措置を行う体制を強化し、障害のある人への虐待を防止します。</p>	障害福祉課
<p>⑨保育所(園)、幼稚園、小・中学校における人権教育の充実 学校等で、子どもたちが、障害のある人の人権を理解できる教育を実施します。</p>	障害福祉課 人権教育課 幼保支援課
<p>⑩相談体制の充実及び周知 障害のある人の多様な相談を受け付け、安心して生活ができる相談体制を充実し、その周知を図ります。</p>	障害福祉課 人権政策課 人権センター 子ども総合センター 教育指導課
<p>⑪企業等への啓発 障害のある人の雇用について、法律に基づく適切な対応がとられるよう、企業等への訪問や啓発チラシの配布等を通じて、情報提供や啓発を行います。</p>	障害福祉課 商工課
<p>⑫障害者の人権に関する法律等の周知 障害者差別解消法等、障害者の人権に関する法律等の周知を徹底するとともに、市の関連施策を充実します。</p>	障害福祉課 人権政策課 人権センター

(5) 高齢者の人権

現状と課題

我が国では、2024年(令和6年)時点で、人口の29.3%が65歳以上の高齢者となっています。本市では、2025年(令和7年)3月31日時点で、高齢化率は27.7%で市民の4人に1人以上が高齢者となっています。また、75歳以上の人口割合は16.1%であり、今後さらに高齢者人口は増加傾向で、高齢化率も上昇傾向と予測されています。

高齢者の一人暮らしや夫婦のみの世帯の増加、同居家族の昼間時の不在により日中独居となる高齢者の増加等、高齢者をとりまく生活環境は大きく変化してきています。さらに、地域における交流の減少等により地域社会の機能が低下しており、高齢者が孤立してしまうことも少なくありません。

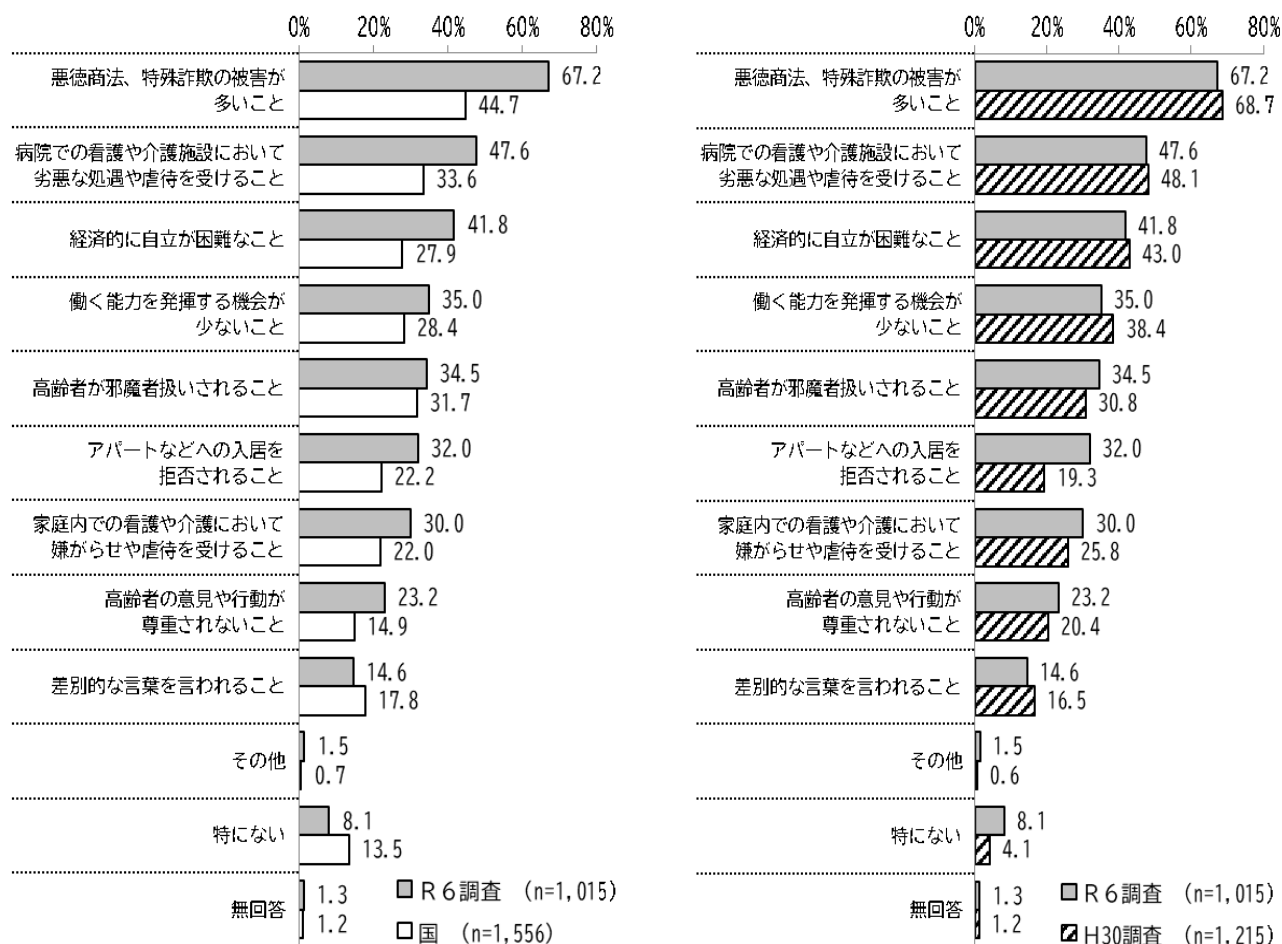
本市では、こうした問題を解決するため、シルバー人材センターやハローワーク等と連携した高齢者の就労支援、高齢者の集いの場づくり等に取り組んできました。また、高齢者の孤立を予防し、認知症・虐待等に関して支援やケアが必要な高齢者を早期に発見することができるよう、地域包括支援センターの充実や高齢者を見守ることができるネットワークを形成してきめ細かな見守り体制を整備してきました。特に、高齢者の虐待については、2006年(平成18年)施行の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待防止マニュアルの作成、高齢者虐待防止ネットワーク委員会を開催するなどにより対応しています。

高齢者は、健康状態等により支援を要する場合が多くなるため、その人権に関わるさまざまな問題が発生しやすくなります。2024年(令和6年)に本市が実施した人権問題に関する意識調査では、高齢者に関して起きていると思う人権問題として、「悪徳商法、特殊詐欺の被害が多いこと」「病院での看護や介護施設において劣悪な処遇や虐待を受けること」「経済的に自立が困難なこと」等が上位にあげられています。

高齢者が住み慣れた地域で、健康で、安心して、幸せな生活を送ることができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進を図り、高齢者の人権が大切にされ、個人の意思が十分に尊重される社会づくりに努めていく必要があります。

【高齢者に関して起きていると思う人権問題】

あなたは、高齢者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか



注) 複数回答可

めざすべき姿

すべての高齢者が自分自身の意思決定が尊重され、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく安心して、快適に生活を送っています。

施策の方向

施策の方向	主な担当課
①高齢者の人権についての正しい理解の啓発 高齢者が住み慣れた地域で生活していくことができるよう、すべての市民が高齢者の人権についての正しい理解と認識を持つための啓発を行います。	介護高齢課 人権政策課 人権センター
②高齢者とのふれあいや交流の促進 高齢者とのふれあいや交流を通じて相互理解を深めることができるよう、ふれあいの場を拡充します。	介護高齢課
③安心して生活できる見守り体制の充実 高齢者が地域で安心して生活できるよう、高齢者見守りネットワーク活動を中心に、見守り体制を充実します。	介護高齢課
④高齢者の生涯学習の充実 高齢者が生涯を通じてさまざまな学習活動ができるよう、生涯学習機会を充実します。	介護高齢課 保健医療課 パブリックセンター
⑤高齢者の社会参加 高齢者が就労や地域社会などのさまざまな場に参加して自らの権利を行使することができるような環境づくりを進めます。	介護高齢課 都市計画課 商工課
⑥福祉サービスの充実 高齢者が住み慣れた地域で生活していくために必要な各種サービスを受けられる体制を確保します。	介護高齢課 環境対策課
⑦高齢者の権利擁護 高齢者の権利を守る制度や各種サービスの情報を提供し、必要に応じて利用を支援します。	介護高齢課
⑧高齢者への虐待の防止と支援体制の充実 高齢者への虐待についての情報提供と啓発を行い、虐待の防止と支援体制の充実を図ります。	介護高齢課
⑨保育所(園)、幼稚園、小・中学校における人権教育の充実 学校等で、こどもたちが、高齢者の人権を理解できる教育を実施します。	介護高齢課 幼保支援課 人権教育課
⑩相談体制の充実及び周知 高齢者の多様な相談を受け付け、安心して生活することができる相談体制を充実し、その周知を図ります。	介護高齢課 人権政策課 人権センター
⑪企業等への啓発 高齢者の雇用について、企業等への情報提供や啓発を行います。	介護高齢課 商工課

(6) 外国人の人権

現状と課題

2025年(令和7年)現在、本市では6,700人以上の外国人の市民が生活しています。これは、総人口の約4.9%にあたり近年増加傾向にあります。本市においては、外国人の市民が安心して暮らせるよう、外国人支援コンシェルジュサービス、外国語表記による生活情報の提供、日本語教室や交流イベント等の開催、外国人児童生徒への適応指導及び国際理解教育等、多文化共生*の取組を進めてきました。

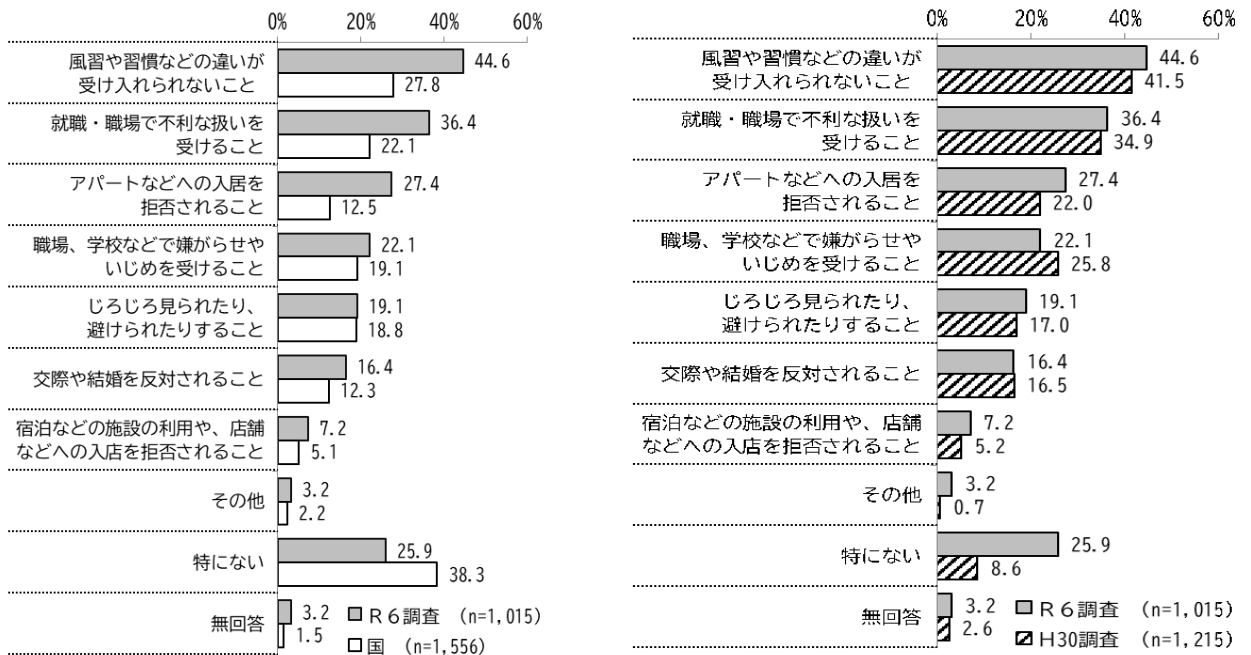
外国人に対する人権問題は、言語・文化・習慣・価値観の違いにより生じているものと考えられます。2024年(令和6年)に本市が実施した人権問題に関する意識調査では、外国人の市民に関して起きていると思う人権問題として、「風習や習慣などの違いが受け入れられないこと」「就職・職場で不利な扱いを受けること」「アパートなどへの入居を拒否されること」等が上位にあげられています。

また、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる事例等の発生を踏まえて、2016年(平成28年)「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行され、外国人に対する差別的言動の解消に向けた取組が進められています。

現在、本市に在住する外国人は、ベトナム人・ブラジル人・フィリピン人・韓国人など多国籍にわたります。職場、地域、学校などのさまざまな場面で文化の違いや多様性を認め合い、尊重し合える社会を実現するため多文化共生を進めていく必要があります。

【外国人の市民に関して起きていると思う人権問題】

あなたは、日本に居住する外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか



めざすべき姿

さまざまな国籍の市民が、行政等による十分な情報や支援を得るとともに、お互いに文化・習慣・価値観などを尊重し、地域の活動へ参加・参画して、安心して暮らしやすい生活をおくれています。

施策の方向

施策の方向	主な担当課
①外国人についての理解を深める啓発の充実 外国の文化や習慣の違いを理解し、お互いを尊重しながら共に生きていく人権感覚を身につけるため、継続的な情報提供や啓発を行います。	人権政策課 人権センター ブランド推進課
②多文化共生施策の充実 日本人と外国人とのコミュニケーション支援や交流機会の充実などを図り、多文化共生施策を充実します。	ブランド推進課
③外国人の日常生活への支援 本市の外国人居住者が安心して生活できるよう、表示や情報提供などへの配慮を行います。	戸籍・住民登録課 観光課 環境対策課
④保育所(園)、幼稚園、小・中学校における人権教育の充実 学校等で、こどもたちが、外国人の人権を理解できる教育を実施します。	人権教育課 幼保支援課
⑤外国人のこどもの教育の充実 日本語指導が必要なこどもの円滑な就学を支援するとともに、言葉の理解の問題による学力低下などが生じないよう、日本語指導等の支援を充実します。	幼保支援課 人権教育課
⑥外国人の相談体制の充実及び周知 各種手続きや日常生活での困り事への相談が気軽にできる体制づくりを進め、その周知を図ります。	人権政策課 人権センター ブランド推進課
⑦外国人の適切な雇用への啓発 外国人の雇用について、国の指針等に基づく適切な対応がとられるよう、企業等への情報提供や啓発チラシの配布等を通じて啓発します。	商工課
⑧外国人の人権に関する法律等の周知 ヘイトスピーチ解消法等、外国人の人権に関する法律等の周知を徹底します。	人権政策課 人権センター

(7) インターネット上の人権侵害

現状と課題

インターネットはさまざまな分野にわたって利用されており、私たちの生活においてなくてはならないものとなっています。また、スマートフォンの普及などにより、情報を入力・発信することや他者との交流が容易となりました。インターネットを利用することで生活が便利になる一方で、インターネット上での誹謗中傷、名誉棄損やプライバシーの侵害、差別を助長する表現、いじめなどさまざまな人権問題が発生しています。

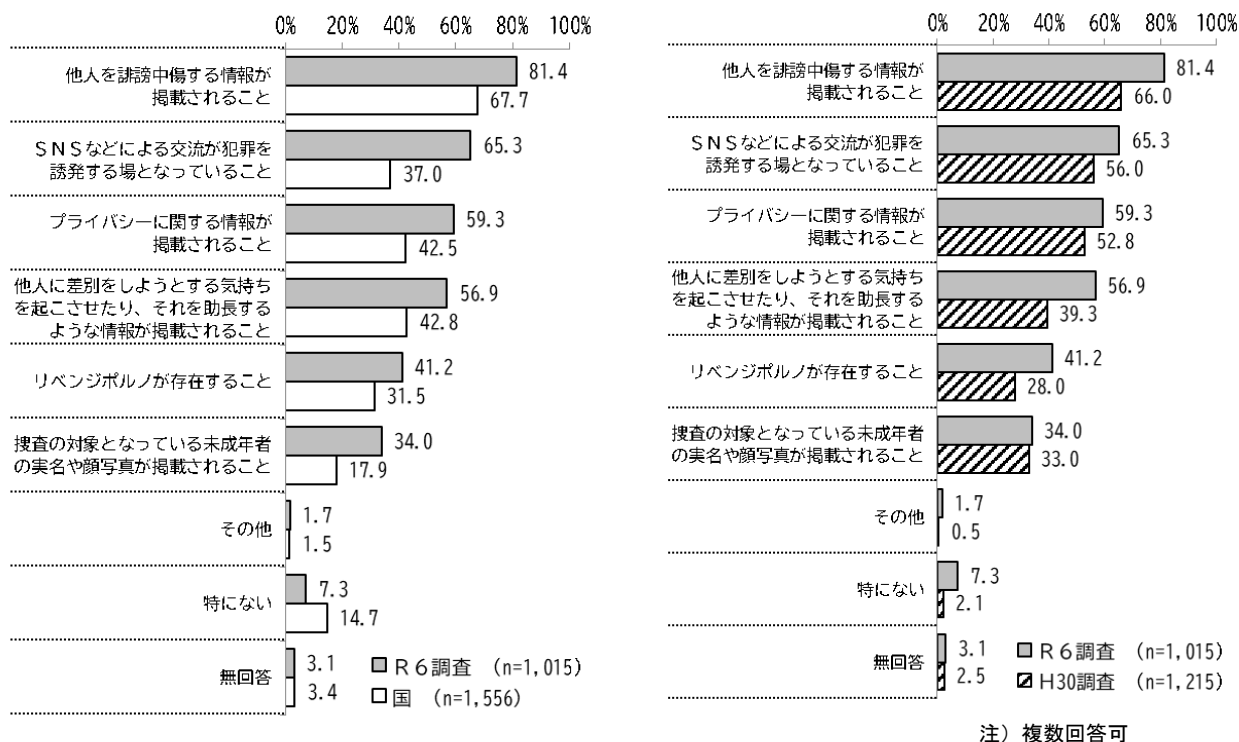
このようななか、国は2009年(平成21年)に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(2018年(平成30年)に改正)を施行し、2025年(令和7年)に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」を改正するとともに「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(情報流通プラットフォーム対処法)」を施行して対策を進めています。本市においては、定期的にインターネット上での人権侵害に関するモニタリングを行い、必要に応じ、関係機関と連携して書き込み内容の削除要請を行っています。

2024年(令和6年)に本市が実施した人権問題に関する意識調査でも、インターネットによる人権侵害に関する人権問題として、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」「SNSなどによる交流が犯罪を誘発する場となっていること」「プライバシーに関する情報が掲載されること」等が上位にあげられています。

こうした、インターネット上の人権侵害をなくすためには、一人ひとりが差別的な書き込み等をしないことはもちろん、そうした行為が重大な人権侵害であることを認識できるよう人権意識を高める必要があります。そのためには、情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き活用する能力であるメディアリテラシーを高める教育や啓発を充実させることが重要です。

【インターネットによる人権侵害に関する人権問題】

あなたは、インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか



めざすべき姿

インターネット上での差別事象・人権侵害の監視と規制に関する体制整備がされ、市民一人ひとりがインターネットにおける問題点を正しく理解し、インターネットを活用しています。

施策の方向

施策の方向	主な担当課
① インターネット上の人権侵害についての理解の促進 インターネット上で生じている人権問題についての情報を提供し、正しい理解を促すことにより、一人ひとりが被害者にも加害者にもなることがないよう啓発します。	人権政策課 人権センター 人権教育課 スマートシティ推進課 教育指導課
② 人権侵害に対する適切な対応の実施 インターネット上の人権侵害については、国や県などの関係機関と連携し、削除要請等、適切に対応します。	人権政策課 人権センター 人権教育課 教育指導課

施策の方向	主な担当課
<p>③インターネットについての学習・情報提供 インターネットの特徴や利用上のルール・マナーを理解し、適切に利用できるよう支援します。</p>	<p>人権政策課 人権センター 人権教育課 スマートシティ推進課 教育指導課</p>
<p>④インターネット上の人権侵害についての教育の充実 小・中学校等で、子どもたちがインターネット上の人権侵害への理解を深めることができる教育を実施します。</p>	<p>人権教育課 教育指導課</p>
<p>⑤相談体制の充実及び周知 インターネット上の人権侵害の相談体制を充実するとともに、その周知を図り、安心してインターネットを活用できるよう支援します。</p>	<p>人権政策課 人権センター 教育指導課</p>

(8) 性的マイノリティの人々の人権

現状と課題

2023年(令和5年)「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。これはすべての国民が性的指向*や性自認*にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、性的指向と性自認の多様性に関する国民の理解の増進を目的として制定されました。

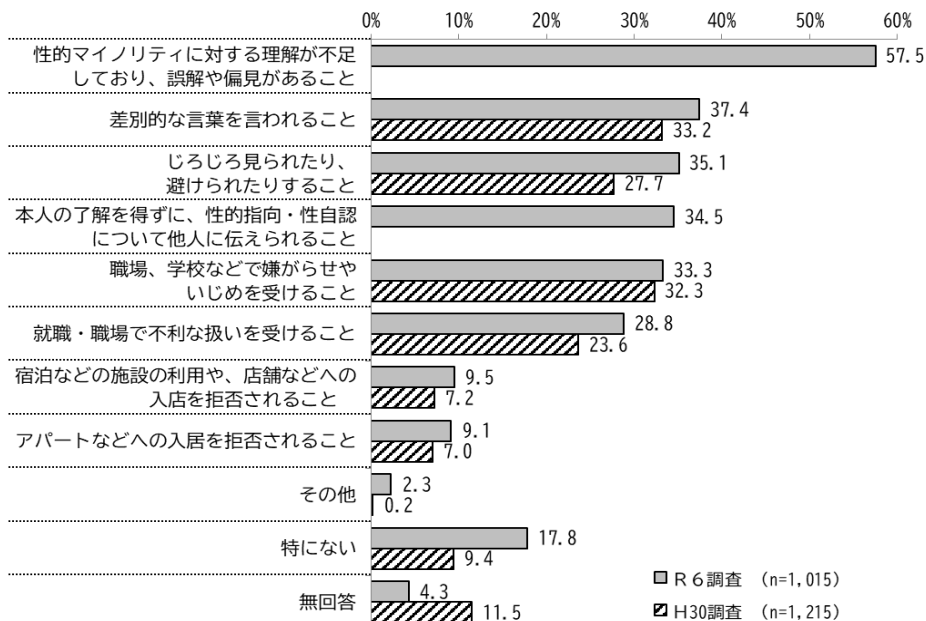
三重県では、2021年(令和3年)から、性的マイノリティを含むカップルを公的に証明するパートナーシップ宣誓制度の運用を行っており、本市においては、本制度の周知啓発を行っています。

性的指向や性自認は多様であることへの社会の理解が不十分であり、偏見や差別的な扱いを受けることが課題となっています。2024年(令和6年)に本市が実施した人権問題に関する意識調査においても、性的マイノリティ(LGBTQ*等)に関して起きていると思う人権問題として、「性的マイノリティに対する理解が不足しており、誤解や偏見があること」「差別的な言葉を言われること」「じろじろ見られたり、避けられたりすること」が上位にあげられており、性的マイノリティに対する理解が不十分であることや人権侵害についての問題意識が高まっています。

性的マイノリティの権利が侵害されることなく、性的指向と性自認の多様性を認め合える社会づくりのため、今後も啓発に取り組んでいく必要があります。

【性的マイノリティ(LGBTQ等)に関する人権問題】

あなたは、性的マイノリティ(LGBTQ等)に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか



注)複数回答可

めざすべき姿

性的指向や性自認は多様であることへの社会の理解が十分に広がり、それぞれの性的指向や性自認が尊重され、皆が自分らしく生活しています。

施策の方向

施策の方向	主な担当課
①性的マイノリティの人権への理解の促進 性的マイノリティの人権を尊重し、さまざまな性のあり方についての理解を深める教育・啓発を行います。	人権政策課 人権センター 人権教育課
②相談体制の充実及び周知 性的マイノリティに関する相談に対応できる体制をつくり、その周知を図ります。	人権政策課 人権センター 人権教育課
③学校等におけるいじめ予防策の充実 性的マイノリティであることを理由とするいじめ防止の啓発を、児童・生徒・保護者等に行うとともに、学校におけるいじめの発生を予防し、すべての子どもが安心できる学校づくりをめざします。	人権政策課 人権センター 人権教育課
④法令等の周知 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律等の啓発に取り組み、周知度向上を図ります。	人権政策課 人権センター

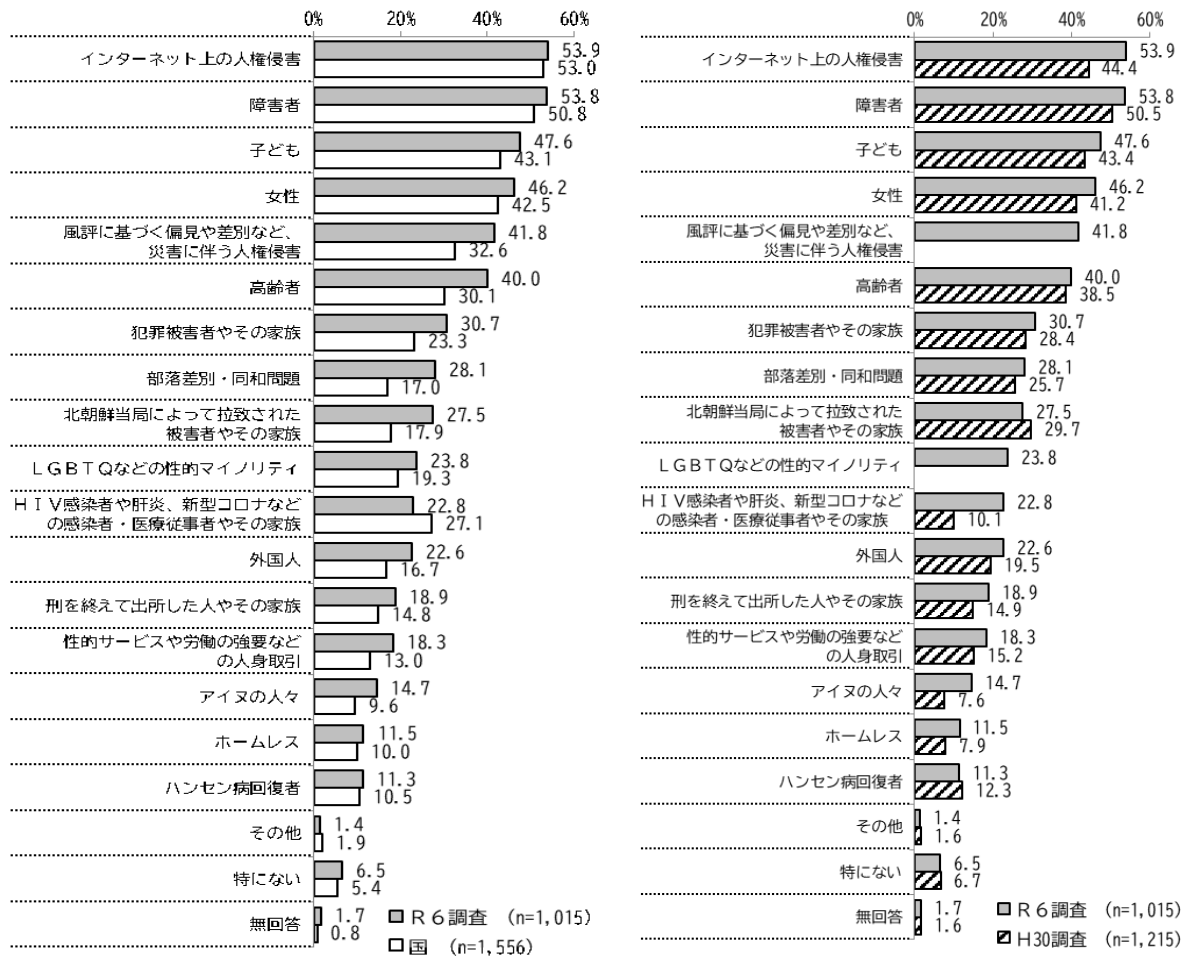
(9) さまざまな人権

現状と課題

これまで掲げた人権問題のほかにも、さまざまな人権問題が存在しています。2024年(令和6年)に本市が実施した人権問題に関する意識調査では、関心のある人権問題として、「インターネット上の人権侵害」「障害者」「子ども」「女性」「高齢者」などの他、「風評に基づく偏見や差別など、災害に伴う人権侵害」「犯罪被害者やその家族」等が上位にあげられています。

【関心のある人権問題】

日本における人権問題について、あなたの関心があるものはどれですか



注)複数回答可

■多様なハラスメント

2024年(令和6年)に本市が実施した人権問題に関する意識調査では、調査対象となった市民が受けた人権侵害の内容として「パワーハラスメントを受けた」「カスタマーハラスメントを受けた」「セクシュアルハラスメントを受けた」という回答がみられました。また、人権に関する企業の社会的責任としても「パワーハラスメントなどの相談窓口の設置」への関心が多く見られました。

パワーハラスメントは、組織内の優越的な関係を背景に生じる人権問題であり、人権侵害が生じて表面化しにくい面があります。また、職場でのセクシュアルハラスメントなどの問題も生じているため、企業等においてハラスメント対策を講じ、職場における人権問題を予防することが必要です。

また、顧客からの不当・悪質な要求やクレーム、いわゆるカスタマーハラスメントが近年社会問題となっています。その対策として、本市においては2025年(令和7年)に「桑名市カスタマーハラスメント防止条例」を施行しました。カスタマーハラスメントは顧客から従業員に対する人権侵害であることから、誰もが安心して働くことができる環境づくりを推進しています。

ハラスメントはその性質上、人権侵害が表面化しにくい場合が少なくありません。引き続き啓発に取り組むとともに、相談しやすい環境づくりが大切です。

■被災者の人権

近年、台風や集中豪雨による土砂災害や浸水害、大規模な震災などさまざまな災害が発生しています。そのため、避難後の生活等における被災者の人権への関心が高まっています。

被災者への支援には、被災者個々の状態や立場等を踏まえることが大切です。避難所生活における女性、子ども、障害者、高齢者、外国人等への配慮や防災対策など、その内容は多岐にわたります。さまざまな立場の人の人権を尊重する視点から、支援を検討していく必要があります。

また、災害時には、様々な要因から避難への支援を必要とする人がいます。災害対策基本法に基づき、支援が必要な人の情報を適切に把握するとともに、全ての要配慮者及び避難行動要支援者に支援が行き届くようにしていく必要があります。

■犯罪被害者とその家族の人権

犯罪被害者とその家族は、犯罪行為による直接的な被害だけでなく、偏見やプライバシー侵害など、さまざまな人権侵害を受けています。三重県では、2019年(平成31年)に、犯罪被害者等への支援の充実、犯罪被害者等を支える社会の形成を目的とする「三重県犯罪被害者等支援条例」が施行されています。本市においても、2020年(令和2年)「桑名市犯罪被害者等支援条例」を施行し犯罪被害者とその家族への支援に取り組んでいます。犯罪被害者とその家族が社会的に孤立しないようにすることや、偏見や差別をなくすため、今後も支援・啓発に取り組んでいく必要があります。

■北朝鮮拉致被害者の人権

2002年(平成14年)の日朝首脳会談において、初めて北朝鮮が日本人の拉致を認め、謝罪しました。同年10月に、5名の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者の問題はいまだに解決されていません。北朝鮮当局による拉致は、我が国の国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。国連においても、2003年(平成15年)以来我が国が毎年提出している北朝鮮人権状況決議が採択されており、北朝鮮に対して、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決が強く要求されています。

我が国では、2006年(平成18年)6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、12月10日から16日までを北朝鮮人権侵害問題啓発週間と定めてさまざまな啓発が行われています。こうした問題も、自分には関係のない問題と捉えるのではなく、国民全体の課題として認識を深めていく必要があります。

■感染症の患者等の人権

医学的に見て不正確な知識や思い込みは、感染者・患者・医療従事者やその家族等への偏見や差別意識を生じさせ、差別や人権侵害を引き起こすことにつながりかねません。近年では、新型コロナ感染症拡大時に差別や誹謗中傷などが大きな社会問題となりました。

新型コロナ感染症、HIV感染症等のさまざまな感染症については、治療や予防といった医学的な対応が不可欠ですが、感染者・患者・医療従事者やその家族等への偏見や差別をなくすためには、それらの感染症がどのような病気であるのか、正しく理解するとともに、人権に関する配慮が欠かせません。

病気に関する正しい知識や、患者等の人権尊重について啓発していく必要があります。

■ハンセン病回復者の人権

ハンセン病*は、日本では中世以降、業病とみなされ、ハンセン病患者は忌避・排除の対象とされました。そのため、未だ誤解や偏見が残っています。こうした差別や偏見の解消のためには、正確な情報の提供や正しい理解を広めていくことが重要です。2009年(平成21年)には、ハンセン病問題の解決の促進を目的とする「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」が施行されています。

■刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人が、就職や住宅の確保等において差別を受けるといった人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには、周囲の人々の理解と協力が必要であることを啓発し、理解を求めていく必要があります。

■アイヌの人々の人権

2019年(令和元年)に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現できるよう、文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等、さまざまな施策が総合的に推進されています。

アイヌの人々への誤った理解や偏見を解消し、人権尊重の視点に立った教育の推進と研修を行うなど、アイヌの人々の人権問題を国民全体が抱える人権問題として捉え、理解を深めていくための啓発が必要です。

■ホームレスの人々の人権

ホームレスの人々については、地域社会の協力のもと、自立支援を行うとともに、ホームレスの人々に対する偏見や差別意識を無くす啓発を行ってきました。2002年(平成14年)に施行された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が、2027年(令和9年)まで延長されたことも踏まえ、今後も市民の理解を深められるよう啓発を行っていく必要があります。

これら以外にもさまざまな人権問題があり、また今後の社会の変化により、新たな人権問題が発生する可能性があります。それぞれの状況に応じ、適切な対応と取組を行い、すべての人の人権が尊重される社会の実現を図る必要があります。

めざすべき姿

あらゆる偏見や差別意識が解消され、人権侵害が起こることのない人権が尊重される社会が築かれ、市民一人ひとりが互いに個性を認め合い自立した生活を送っています。

施策の方向

施策の方向	主な担当課
①さまざまな人権についての正しい理解の啓発 すべての市民が人権についての正しい認識を持ち、さまざまな形で生じる人権問題に適切に対応することができるよう啓発します。	人権政策課 人権センター
②人権についての学習機会の充実 人権について学び、正しく理解することができるよう、学習機会を充実します。	人権政策課 人権センター

施策の方向	主な担当課
<p>③人権教育の充実</p> <p>子どもたちが、人権についての正しい知識を持つことができる人権教育を、学校等において実施します。</p>	<p>人権教育課</p>
<p>④相談体制の充実及び周知</p> <p>さまざまな人権問題の相談に対応できる体制をつくり、その周知を図ります。</p>	<p>人権政策課 人権センター 人権教育課</p>
<p>⑤多様なハラスメントへの理解の促進</p> <p>職場等におけるパワーハラスメントや近年社会問題となっているカスタマーハラスメントなど、相手の人権を侵害する多様なハラスメントについて周知し、理解を深める啓発を行います。</p>	<p>人権政策課 人権センター 商工課 地域コミュニティ課</p>
<p>⑥被災者の人権への理解の促進</p> <p>高齢者、障害者、女性、子ども、外国人など、災害時に特に支援を必要とする立場の人の状況を踏まえた対応ができるよう、被災者の人権への正しい理解を深める啓発を行います。</p>	<p>防災・危機管理課</p>
<p>⑦新たな人権問題への対応</p> <p>新たに生じた人権問題についての情報を収集し、適切な対応を検討します。場面に対応した新たな取組や事業等が必要な場合には、実施を検討します。</p>	<p>人権政策課 人権センター</p>

Ⅲ 施策の推進体制

1 庁内組織体制

この計画の総合的な推進を図るために、桑名市人権啓発推進本部を中心とした庁内体制の充実を図り、諸施策を円滑かつ着実に展開します。

2 国、県など関係機関との連携

この計画の推進にあたって、国、県などの関係機関との連携を図ります。
また、他の市町村及び民間団体、企業などと連携し幅広い取組を行います。

3 進行管理

<各課の役割の明確化と実施計画の作成>

この計画を総合的に推進するため、施策ごとの各課の役割を明確化し、その進行管理を実施計画において行います。

具体的には、各課の実施計画を毎年更新し、それに基づいて事業を進めます。

<環境変化についての調査と対応>

この計画の期間中に、人権施策に関する著しい環境の変化や国等の施策の変更が生じた場合等には、情報収集と調査・研究を行い、必要に応じて計画の見直し等を検討します。

<進行管理と評価>

進行管理については、この計画がめざすところの進行状況を評価し、その結果を実施計画等に反映させるなど、今後の展開を検討します。

IV 資料編

1 関係法令等

(1)世界人権宣言(前文)

1948年12月10日 第3回国際連合総会採択

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

(2)人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日公布

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(3)障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

平成25年6月26日公布

平成28年4月1日施行

改正 令和3年6月4日公布

令和6年4月1日施行

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(第六条)

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置(第七条—第十三条)

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置(第十四条—第二十条)

第五章 雑則(第二十一条—第二十四条)

第六章 罰則(第二十五条・第二十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

ハ 国家行政組織法(昭和二十三年法律百二十号)第三条第二項に規定する機関(ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(令三法五六・一部改正)

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

五 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(令三法五六・一部改正)

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置
(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(令三法五六・一部改正)

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

(令三法五六・一部改正)

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

(令三法五六・一部改正)

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(令四法六八・一部改正)

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

附 則 (令和三年六月四日法律第五六号)

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和五年政令第六〇号で令和六年四月一日から施行)

(4)本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ハイトスピーチ解消法)

平成 28 年6月3日公布

平成 28 年6月3日施行

前文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、心さわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外

出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

(5) 部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)

平成 28 年 12 月 16 日公布

平成 28 年 12 月 16 日施行

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する

(6)性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT 理解増進法)

令和5年6月23日公布

令和5年6月23日施行

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵(かん)養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様

性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。)の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生(以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。)の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(学術研究等)

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な

施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たっての留意)

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(7)人権尊重都市宣言

平成 17 年 10 月 5 日

私たちは、だれでも平和のうちに人権が尊重される自由で幸せな生活をしたいと願っています。

しかしながら、現実の社会生活においては、今なおさまざまな人権侵害事象が見られるところであり、これを解決することは私たちに課せられた緊急の課題であります。今こそ、人間の自由と平等の精神を徹底し、差別のない民主的で明るく住みよい社会を築いて行かねばなりません。

よって、私たちは、市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、すべての人々の人権が守られる都市の実現を期し、ここに桑名市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

(8)桑名市における部落差別撤廃及びあらゆる差別撤廃に関する条例

平成 16 年 12 月 6 日条例第 23 号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念及び同和対策審議会答申の精神に則り、市の責務、市民の責務など桑名市における部落差別撤廃及びあらゆる差別撤廃(以下「差別撤廃」という。)

に必要な事項を定めることにより、差別のない明るい都市・桑名の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的に鑑み、差別撤廃のために必要な環境改善対策に関する事業を、迅速かつ効果的に実現させるとともに、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上及び人権擁護の施策を積極的に推進し、被差別住民の生活の安定と地位の向上に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、部落差別及び人権侵害に関する行為をしてはならない。

2 市民は、相互に基本的人権を尊重し、国及び地方公共団体が実施する差別撤廃に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(啓発活動の充実)

第4条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、人権啓発指導者の育成及び人権関係団体等との協力関係の強化など、きめ細やかな啓発活動事業の取組と啓発組織の充実に努め、差別を許さない世論の形成、人権擁護の社会的環境の整備に努めるものとする。

(実態調査の実施)

第5条 市は、施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査を行うものとする。

(行政組織の整備)

第6条 市は、差別撤廃と人権尊重の諸施策を効果的に推進するため、行政組織の整備・充実に努める。

(審議会)

第7条 市は、差別撤廃のための重要事項を調査審議する機関として、桑名市差別撤廃審議会を置く。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 12 月 6 日から施行する。

(9)桑名市犯罪被害者等支援条例

令和2年9月 30 日

条例第 45 号

(目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等を支える社会意識の形成を促進し、もって市民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為で規則で定めるものをいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。
- (5) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (6) 市民 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定により、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (7) 関係機関等 国、他の地方公共団体その他の行政機関及び犯罪被害者等支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の特性及び原因、二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮して推進されなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行わなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、関係機関等と相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、関係機関等と連携し、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援のための施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等支援に係る体制の整備に努めるものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、第3条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等を地域社会で支え合う重要性について理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援に協力するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項の規定による支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(遺児への支援)

第7条 市は、犯罪等の被害により保護者(親権を行う者又は後見人その他の者で児童を現に監護するものをいう。ただし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第47条の規定により親権を行う児童福祉施設の長は除く。)と死別した遺児(満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)の経済的負担の軽減を図るため、支援金の給付を行うものとする。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に、家事援助を行う者の派遣及び一時保育に要する費用の助成を行うものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における特別の配慮並びに新たに入居する民間賃貸住宅の家賃及び転居に要する費用の助成を行うものとする。

(真相究明についての支援)

第10条 市は、犯罪被害者等がその被害に係る事件の被疑者の特定等に関する情報の提供を公衆に求める活動を行う場合において、その活動を行うために必要な費用の補助その他必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第11条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が再被害、二次的被害等を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適正な取扱い等を行うものとする。

(広報及び啓発)

第12条 市は、市民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害の防止の重要性その他犯罪被害者等支援に関する事項について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第13条 市は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言及び情報提供並びに犯罪被害者等支援を担う人材の養成及び資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

(意見の反映)

第14条 市は、犯罪被害者等支援に当たっては、犯罪被害者等その他市民からの意見を聴き、施策に反映させるよう努めるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第15条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき又は犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

2 市は、本条例の規定により経済的負担の軽減を図るための支援金等を受給した犯罪被害者等が、前項の規定に該当することを把握した場合は、当該支援金等の返還を求めることができる。

(その他)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(10)桑名市カスタマーハラスメント防止条例

令和6年12月25日
条例第43号

(目的)

第1条 この条例は、カスタマーハラスメントによる被害の防止、回復等に関し必要な事項を定めることにより、誰もが安心して働くことができ、事業活動を行うことができる環境を確保し、もって市民生活の充実向上と市内経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 桑名市安全安心で公正な地域社会の実現に関する条例(平成16年桑名市条例第114号。次号において「安全安心条例」という。)第2条第2号に規定する事業者等をいう。
- (2) 就業者 市内で行われる事業活動(安全安心条例第2条第2号に規定する事業活動をいう。第4号において同じ。)に従事している役員、従業員その他の個人をいう。
- (3) 顧客 事業者等がその商品、製品、サービス等を提供する相手方をいう。
- (4) カスタマーハラスメント 顧客の言動(専ら事業活動のために行われるものを除く。)のうち、当該言動による要求の内容に妥当性がないもの又はその妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段及び態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段及び態様により、就業者の就業環境が害されるおそれがあるものをいう。
- (5) カスタマーハラスメント対策 カスタマーハラスメントによる被害の防止、回復等に必要施策をいう。

(カスタマーハラスメントの禁止等)

第3条 何人も、就業者に対してカスタマーハラスメントをしてはならない。

- 2 何人も、市及び事業者等が実施するカスタマーハラスメント対策に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者等は、顧客の正当な要求については、誠実に対応するよう努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、カスタマーハラスメント対策を総合的に実施するものとする。

- 2 市は、カスタマーハラスメント対策を実施するに当たり、事業者等を支援するとともに、カスタマーハラスメント対策に取り組む団体、警察、労働局その他の関係団体又は関係機関との連携に努めるものとする。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、労働契約法(平成19年法律第128号)第5条に定める就業者の安全に配慮する義務があるという認識の下に、カスタマーハラスメント対策を適切に実施するよう努めなければならない。

- 2 事業者等は、市が実施するカスタマーハラスメント対策に協力するよう努めなければならない。

(支援体制の整備等)

第6条 市は、カスタマーハラスメントに関する就業者及び事業者等からの相談又は支援の要請に応ずるための体制を整備するとともに、カスタマーハラスメントによる被害の防止、回復等に資する援助をするよう努めるものとする。この場合において、市長は、

就業者及び事業者等が相談又は支援の要請をしたことによって不利益が生ずることがないように必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、市民、就業者及び事業者等に対し、市が実施するカスタマーハラスメント対策について周知を図るとともに、カスタマーハラスメントに関する啓発活動等の実施を通じてカスタマーハラスメントによる被害の防止に取り組むものとする。

(カスタマーハラスメント対策委員会)

第7条 市長は、カスタマーハラスメント対策に関し調査審議をさせるため、桑名市カスタマーハラスメント対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、次条第2項の規定による諮問に応じて調査審議をする。
- 3 委員会は、次条第3項及び第9条第2項に定めるもののほか、カスタマーハラスメント対策に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織その他運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(確認又は認定)

第8条 就業者又は事業者等は、その顧客の言動がカスタマーハラスメントに該当すると考えられる事案が発生したときは、規則で定めるところにより、市長に対し、確認(当該行為者を特定することなく、当該言動がカスタマーハラスメントに該当すると判断をすることをいう。以下同じ。)又は認定(当該行為者を特定し、当該言動がカスタマーハラスメントに該当すると判断をすることをいう。以下同じ。)を求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定により就業者又は事業者等から確認又は認定を求められたときは、委員会に諮問しなければならない。
- 3 委員会は、前項の規定により市長から諮問を受けたときは、調査審議の上、その結果を市長に対し答申をしなければならない。
- 4 委員会は、前項の規定による調査審議(認定に係るものに限る。)の際、やむを得ないときを除き、当該認定の求めに係る行為者の意見を聴取するものとする。
- 5 市長は、第3項の規定により諮問に対する答申を受けたときは、確認又は認定を行うかどうかの決定をし、規則で定めるところにより、当該就業者又は事業者等に対し、その旨を報告するものとする。

(カスタマーハラスメント事案に対する措置等)

第9条 市長は、確認又は認定を行ったときは、次に掲げる措置(第2号に掲げる措置にあっては、認定を行ったときに限る。)を講ずるものとする。

- (1) 当該カスタマーハラスメント事案について、その概要(桑名市情報公開条例(平成29年桑名市条例第1号)第7条に規定する不開示情報を除く情報であって規則で定めるものをいう。)を公表すること。
- (2) 当該カスタマーハラスメント事案における行為者に対し、規則で定めるところにより、警告すること。
- 2 市長は、前項第2号の規定により警告したにもかかわらず、その状況の改善が不十分であると認めるときは、氏名その他の当該行為者を特定することができる情報であって規則で定めるものを公表することができる。この場合において、市長は、規則で定めるところにより、当該行為者の意見を述べる機会を与えるとともに、委員会の意見を聴くものとする。

(その他)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成 16 年桑名市条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(11)桑名市こどもの権利条例

令和6年 12 月5日
条例第 39 号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第2条)

第2章 保障すべきこどもの権利(第3条)

第3章 こどもの権利を保障するための役割(第4条—第8条)

第4章 こどもを支える人々への支援(第9条—第 11 条)

第5章 こどもの権利を保障するためのまちづくりの推進(第 12 条—第 18 条)

第6章 こどもの安全・安心の確保(第 19 条—第 22 条)

第7章 こどもの権利擁護(第 23 条)

第8章 条例の推進体制(第 24 条—第 26 条)

附則

(前文)

こどもは社会の宝であり、未来への希望です。

全てのこどもたちは、一人ひとりがかけがえのない存在で、誰もが生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。

しかし今、いじめや虐待、貧困など困難な状況にあるこどもや、多様な背景を持ち、それが理解されずに苦しんでいるこどもがいます。

こどもたちは、友達と仲良く遊び、思いやりのある言葉に包まれ、平和の中で安全に過ごしたいと願っています。また、自分の意見が尊重され、困ったときには相談できる場所や相手を求めています。

全てのこどもたちが、安心して健やかに成長し、自分らしい人生を築くための環境を整えることは、社会の重要な使命であり、私たち大人は、本当にこどもたちが生きやすい社会を作ってきたかを真摯に問い直す必要があります。

そのような考えの下、桑名市民全体で、こどもたちと共に歩み、互いに学び合いながら成長していく決意を新たに、権利の主体であるこどもの最善の利益を第一に考え、こどもの声に耳を傾け、大人とこどもが対等な立場で協力し、こどもの権利が保障されるまちを目指します。

桑名市は、市民と共に、こどもの権利とは何かを絶えず考え、全てのこどもの権利が保障される社会を実現するため、ここに桑名市こどもの権利条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。)の精神に則り、こども、市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設の果たすべき役割を明らかにし、こどもに関する施策の基本となる事項を定めることで、全てのこどもが一人の人間として尊重され、健やかに育つ社会を実現し、こどもの権利を保障することを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) こども 18 歳未満の市民その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいいます。
- (2) 保護者 親及び親に代わってこどもを養育する者をいいます。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、市内にある育ち学ぶ施設に在籍する者、市内にある事務所又は事業所に勤務する者及び市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいいます。
- (4) 育ち学ぶ施設 市内にある、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第7条に定める児童福祉施設、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第1条に定める学校(以下第 21 条において「児童福祉施設及び学校」といいます。)その他こどもが育ち、学び、活動する施設をいいます。

第2章 保障すべきこどもの権利

(特に大切なこどもの権利)

第3条 こどもは、子どもの権利条約に基づき、こどもの権利が保障されます。この場合において、次に掲げるこどもの権利は、特に大切なものとして保障されなければなりません。

- (1) 差別されない権利
- (2) こどもにもっともよいことが考慮される権利
- (3) 幸せに育ち・生きる権利
- (4) 意見を表明し、尊重される権利
- (5) プライバシーが守られる権利
- (6) あらゆる暴力から守られる権利
- (7) 医療を受ける権利
- (8) 衣食住が確保される権利
- (9) 教育を受ける権利
- (10) 休み、遊ぶ権利

第3章 こどもの権利を保障するための役割

(こどもの役割)

第4条 こどもは、自分と他の人それぞれに権利があることを理解し、尊重します。

(市の役割)

第5条 市は、こどもの権利の重要性を認識し、こどもに関する施策を総合的に実施するとともに、こども、保護者、市民及び育ち学ぶ施設と連携・協働し、こどもの権利を保障するためのまちづくりを推進します。

2 市は、こどもが安全で健やかに育つための環境の整備に努めます。

3 市は、育ち学ぶ施設と連携・協働し、こどもがこどもの権利を学ぶことができる機会の確保に努めます。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、こどもの権利を理解し、こどもの健やかな成長に第一義的な責任があることを認識した上で、こどもの気持ちを尊重しなければなりません。

2 保護者は、人格形成の基盤となる基本的な生活環境を整え、こどもの年齢や発達に応じた養育に努めます。

3 保護者は、子育てが保護者だけであるものではないことを自覚した上で、市、市民及び育ち学ぶ施設と連携し、こどもを見守っていくよう努めます。

(市民の役割)

第7条 市民は、こどもの権利を知り、こどもと共に、こどもの権利が保障されるまちづくりに努めます。

2 市民は、こどもを地域で見守り、こどもが地域に参加できる環境づくりに努めます。

3 市民は、こどもの権利を保障するための施策や活動に協力するよう努めます。

4 市民は、仕事と育児を両立しやすい環境づくりに努めます。

(育ち学ぶ施設の役割)

第8条 育ち学ぶ施設は、こどもの権利を学び、理解しなければなりません。

2 育ち学ぶ施設は、こども、市、保護者及び市民と連携・協働し、安全・安心かつ健やかに成長できる取り組みを推進します。

3 育ち学ぶ施設は、こどもの置かれた多様な状況に配慮し、様々な手段を活用して、こどもがこどもの権利を学ぶことができる機会を保障します。

4 育ち学ぶ施設は、こどもの権利を保障するため、当該施設の関係者が専門性を高めることができる機会の確保に努めます。

5 育ち学ぶ施設は、当該施設の関係者間で日常の保育や教育等の喜びや悩みを共有でき、こどもに心身のゆとりを持って関わり合える環境の整備に努めます。

第4章 こどもを支える人々への支援

(保護者への支援)

第9条 市は、こどもの権利を保障するため、保護者に対し、それぞれの家庭等の状況に応じた適切な養育ができるよう支援に努めます。

(育ち学ぶ施設への支援)

第10条 市は、育ち学ぶ施設の関係者が専門性を高めるために行う自主的な活動のほか、当該施設がこどもの権利を保障するために行う環境の整備に対し、必要な支援を行うよう努めます。

(市民活動への支援)

第11条 市は、こどもとの適切な関わりが継続的になされるよう、こどもを支援する人材の育成その他のこどもの権利を保障するための市民による活動に対し、必要な支援を行うよう努めます。

第5章 こどもの権利を保障するためのまちづくりの推進

(こどもの居場所)

第12条 市は、こどもの年齢や発達に応じた多様な居場所づくりを推進します。

2 市は、こどもが自ら安心して過ごせる居場所を作ることができるよう、こどもやこどもを支援する市民に対し、必要な支援を行うよう努めます。

(療育・発達支援等)

第13条 市及び育ち学ぶ施設は、こども一人ひとりの発達特性に合わせ、必要な配慮をするとともに、適切な療育・発達支援が受けられるよう、環境の整備に努めます。

2 市は、こども一人ひとりの発達特性を早期に把握し、適切な療育・発達支援に繋がられるよう、保護者又は関係機関と連携して必要な支援に努めます。

3 市は、前2項の支援の対象となるこども及びその保護者や家族が休息を必要とする時に休むことができるよう、環境の整備に努めます。

(学びの機会)

第14条 市及び育ち学ぶ施設は、性別、国籍、障害の有無等に関わらず、一人ひとりに適した学びを選択できるよう、環境の整備とそれぞれの状況に応じた支援に努めます。

2 市は、家庭等の状況に関わらず、こどもが希望する進路や学校外の学びを安心して選択できるよう、環境の整備と一人ひとりの状況に応じた支援に努めます。

3 市は、何らかの理由で学校に通っていない子どもが、社会的自立を目指し、一人ひとりに適した学びの場を選択できるよう、多様な学びの場の拡充に努めます。

4 市は、市民及び育ち学ぶ施設に対し、多様な学びの場が必要とされていることを啓発します。

(こどもに関わる相談)

第15条 市は、こどもが身近な場所で、困りごとや不安に感じることを安心して話すことができるよう、多様な相談の場の拡充に努めます。

2 育ち学ぶ施設は、当該施設で、こどもが安心して相談できる体制の整備に努めます。

3 市は、こども、保護者、市民及び育ち学ぶ施設から、直接相談を受けることができる環境を整備します。

4 市は、こども、保護者、市民又は育ち学ぶ施設から相談を受けた者が必要に応じて適切な支援に繋ぐことができるよう、関係機関における連携体制の整備に努めます。

5 市は、こどもに関する相談に適切に対応できる専門性を有した支援者の育成に努めます。

6 こども、保護者、市民又は育ち学ぶ施設から相談を受けた者は、その相談に関する秘密を守り、本人の同意なしに他者に開示しません。ただし、他の法令に定めがある場合は、この限りではありません。

(こどもの意見表明)

第16条 こどもは、自由に自分の意見を表明することができます。

2 こどもは、意見を表明したことによる不利益を受けません。

3 こどもは、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重します。

4 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、こどもの意見の表明を支援する人材の育成のほか、こどもが意見を表明しやすい環境づくりに努めます。

5 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、自分でうまく意思を伝えられないこどもに対し、その意思をくみ取り、必要に応じてこどもの意見を代弁するよう努めます。

6 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、こどもに関係のあることを決めるときは、こどもと対話するなど、互いの理解を深めることに努め、こどもの最善の利益が優先されるよう考慮します。

(こどもの参加)

第17条 こどもは、市民の一員として、市のまちづくりに参加することができます。

2 市は、市政、とりわけ、こどもが利用する公共施設の環境の整備と運営に、こどもの意見が反映される仕組みづくりに努めます。

3 市は、こどもが社会参加の重要性を理解できるよう、こどもの社会参加を促進するための環境づくりに努めます。

4 市民は、こどもの多様な社会参加に協力するよう努めます。

(市民との協働)

第18条 市は、第12条から前条までの規定により、こどもの権利を保障するためのまちづくりを推進するに当たっては、専門性を有する市民の知見を尊重し、協働するよう努めます。

第6章 こどもの安全・安心の確保

(こどもの安全・安心を守るための施策の推進)

第19条 市は、こどもが安全・安心に生きられるよう、こどもを犯罪、事故その他の危害から守るために必要な施策を推進しなければなりません。

2 保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、前項の施策の推進に協力するよう努めます。

(不適切な関わり並びに暴力、虐待及び体罰の防止)

第20条 こどもに対する不適切な関わり並びに暴力、虐待及び体罰(以下「不適切な関わり及び暴力等」といいます。)は、こどもの権利の重大な侵害であり、こどもの心身の発達にも多大な影響を与えるものであるため、絶対にしてはなりません。

2 市は、こどもに対する不適切な関わり及び暴力等が行われないよう、保護者、市民及び育ち学ぶ施設に対して啓発を行うとともに、こどもが不適切な関わり及び暴力等を受けず、安全・安心に暮らすことができるよう、環境の整備に努めなければなりません。

3 保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、こどもに対する不適切な関わり及び暴力等が疑われる事案を発見したときは、速やかに市又は関係機関に連絡しなければなりません。

4 市は、関係機関と連携しながら、不適切な関わり及び暴力等を受けたこどもの心のケアをはじめとした必要な取り組みを行いつつ、その背景や原因の究明に努め、再発防止策を講じなければなりません。

(育ち学ぶ施設における体制整備)

第21条 育ち学ぶ施設は、当該施設の関係者に対する研修や相談体制の整備とともに、不適切な関わり及び暴力等の防止体制を構築しなければなりません。

2 育ち学ぶ施設のうち児童福祉施設及び学校は、前項の体制に対し、第三者の評価を受けるよう努めます。

3 市は、前項の児童福祉施設及び学校が前項の評価を受けるに当たり、必要な支援を行います。

(いじめの防止と発生時の対応)

第22条 いじめは、こどもの権利を侵害する重大な行為であり、許されるものではありません。

2 市は、いじめを防止するため、いじめに関する調査研究を行い、市民への啓発をはじめ必要な施策を講じます。

3 市及び育ち学ぶ施設は、こどもがいじめを受けることなく、安心できる環境を整備し、互いに連携していじめの防止に取り組みます。

4 市及び育ち学ぶ施設は、いじめの早期発見に努め、いじめがあったときは、直ちに被害にあったこどもを守り、保護者、地域のほか、必要に応じて児童相談所、警察署その他の関係機関と連携していじめの解消に努め、必要な措置、指導又は支援を行います。

第7章 こどもの権利擁護

(こどもの権利擁護委員会の設置)

第23条 市は、こどもの権利侵害に対する救済及び回復等を目的として、こどもの権利を擁護する機関(以下「こどもの権利擁護委員会」といいます。)を設置し、その活動を支援します。

2 保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、こどもの権利擁護委員会の活動に協力します。

3 こどもの権利擁護委員会は、市のこどもの施策等を所管する部署とは独立した機関とし、次の各号に掲げる職務を行います。

(1) 申し立てのあった権利侵害事案に対する調査及び調整

(2) 関係者への是正勧告

(3) 前号の是正勧告を受けた者に対する報告要求

(4) 第15条第3項の規定により設置する相談窓口への助言及び支援

(5) こどもの権利の普及啓発

4 前項に定めるもののほか、こどもの権利擁護委員会の運営等に関し必要な事項は、別に条例又は規則で定めます。

第8章 条例の推進体制

(普及啓発)

第24条 市は、こども、保護者、市民及び育ち学ぶ施設に対し、こどもの権利の普及啓発を行います。

2 前項の普及啓発に当たっては、市民の多様性を考慮して、その推進を図ります。

3 市は、こどもの権利に対する理解を深めるため、桑名市こどもの権利の日を定め、更なる普及啓発を図ります。

4 前項の桑名市こどもの権利の日は、11月20日とします。

(推進計画)

第25条 市は、この条例の推進を図るため、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画(以下「推進計画」といいます。)を定めます。

2 前項の推進計画には、こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項の規定に基づいて策定することも施策についての計画を位置付けます。

3 市は、第1項の推進計画に、この条例の推進を図るために必要な事項を定めます。

4 前項に対する評価と検証は、桑名市子ども・子育て会議条例(平成25年桑名市条例第42号)第1条の規定により設置の桑名市子ども・子育て会議が行います。

5 前項の評価と検証は、こどもの権利の保障状況を踏まえて行います。

6 前項のこどもの権利の保障状況を把握するため、第23条で設置するこどもの権利擁護委員会の意見のほか、様々な手段を講じ、あらゆる年代のこども、保護者その他関係者から意見を聴取します。

(条例の見直し)

第26条 市は、この条例の施行の日から3年を超えない期間ごとに、前条第4項の評価と検証を踏まえ、見直し等必要な措置を講じます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行します。ただし、第23条の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(検討)

2 市は、この条例の施行後2年を目途として、三重県におけるこどもの権利擁護の状況を勘案し、必要があると認めるときは、第23条について必要な措置を講じるものとします。

(桑名市子ども・子育て会議条例の一部改正)

3 桑名市子ども・子育て会議条例(平成25年桑名市条例第42号)の一部を次のように改正します。

[次のよう]略

2 用語解説

<えせ同和行為>

部落差別(同和問題)を口実に企業や官公庁等に不当な要求をする行為のこと。

<LGBTQ>

性的マイノリティを表す総称の 1 つで、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニング／クィアの頭文字をまとめたもの。

<仕事と生活の調和(ワークライフバランス)>

誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望するバランスで展開できる状態のこと。国の「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)憲章」(2007年(平成 19 年)12 月策定。2010 年(平成22年)6月改定)では、仕事と生活の調和が実現した社会を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義している。

<性自認>

性別に関する自己意識のこと。自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念。こちらの性、ジェンダーアイデンティティともいう。また、こことからだの性が一致しないために違和感を覚える人もいる(トランスジェンダー)。

<性的指向>

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などをいう。女性の同性愛者をレズビアン、男性の同性愛者をゲイ、両性愛者をバイセクシュアルといい、さらに、恋愛感情や性的欲求自体を抱かないという人もおり、こうした人たちをアセクシュアルという。

<性的マイノリティ>

性について、男性と女性という二つの枠組みで捉えがちであるが、実際の性のあり方は多様であり、レズビアン(女性の同性愛者)、ゲイ(男性の同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(体と心の性に違和感がある人)、クエスチョニング／クィア(性自認や性的指向が明確でない人、固定的でない人、定義づけたくない人など)といった、性のあり方について少数派とみなされる人々の総称。

<セクシュアルハラスメント>

性的いやがらせ。相手の意に反した性的な発言や行動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、性的な冗談やからかいなど、さまざまなものが含まれる。男女雇用機会均等法では、職場におけるセクシュアルハラスメント防止のために事業主の雇用管理上の配慮義務が課せられている。(2007年(平成19年)4月1日施行の改正男女雇用機会均等法では、男性に対するセクシュアルハラスメントも含めた対策を講じることが義務化)

<多文化共生>

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと。

<同和对策審議会答申>

1965年(昭和40年)8月11日、国の同和对策審議会が「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての諮問に対して行った答申のこと。「部落差別(同和問題)の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」との基本認識を明確にしている。

<同和地区>

我が国では部落差別(同和問題)の解決に向け、2002年(平成14年)3月に「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの間、同和地区の環境改善や同和教育・人権啓発などの取組が積極的に進められた。

その際、取組を進める対象地域として、法に基づき一定の地域が指定されており、この計画の中で同和地区という用語を使う場合、この法律によって指定されていた対象地域を示している。

<ドメスティックバイオレンス>

夫婦や恋人など親密な関係にある男女間の身体的・心理的暴力などのこと。略してDVともいわれている。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼすものをいう。)またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」と定義している。

<パワーハラスメント>

社会的な地位の高い者による、自らの権力や立場を利用した嫌がらせのこと。

<ハンセン病>

慢性の感染症で、決して隔離療養する必要のない病気だが、日本では、1996年(平成8年)までハンセン病にかかった患者を隔離するよう規定した法律があった。そ

れにより、患者は長い間、療養所で生活を送らざるを得ず、著しく人権を侵害されてきた。現在の日本ではハンセン病にかかる人はほとんどおらず、ハンセン病回復者と呼ぶことが一般的となっている。また、回復者をハンセン病元患者と呼ぶこともある。

<マタニティハラスメント>

女性が妊娠・出産等を理由として受ける嫌がらせのこと。

<ユニバーサルデザイン>

年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

桑名市人権施策基本計画

桑名市市民環境部人権政策課
〒511-8601
三重県桑名市中央町2丁目 37 番地
TEL 0594-24-1193
FAX 0594-24-2029
e-mail jinkensm@city.kuwana.lg.jp